

VI

関連資料

- 1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- 2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則
- 3 条例第 34 条の規定による市町村条例の認定
- 4 事務処理の特例に関する条例
- 5 事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則
- 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
- 8 点字表示
- 9 指文字
- 10 その他（案内用図記号・国際シンボルマーク・床の滑り）

関連資料

1 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

最終改正 令和 7 年 3 月 28 日
神奈川県条例第 60 号

平成 7 年 3 月 14 日
条例第 5 号

改正 平成 20 年 7 月 22 日条例第 40 号 平成 20 年 12 月 26 日条例第 61 号
平成 21 年 8 月 25 日条例第 68 号 平成 25 年 1 月 11 日条例第 32 号
令和 4 年 5 月 30 日条例第 33 号 令和 4 年 10 月 21 日条例第 60 号
令和 7 年 3 月 28 日条例第 34 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条～第 6 条）
第 2 章	施策の基本方針等（第 7 条～第 11 条）
第 3 章	施設等の整備
第 1 節	公共的施設等の整備（第 12 条～第 16 条）
第 2 節	指定施設の整備（第 17 条～第 25 条）
第 3 節	公共車両等の整備（第 26 条・第 27 条）
第 4 章	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項（第 28 条～第 33 条）
第 5 章	雑則（第 34 条～第 36 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、全ての人が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を保障されることの重要性にかんがみ、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的かつ計画的に実施し、及び施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備を進め、もって地域共生社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 障害者、高齢者、妊娠婦、乳幼児を同伴する者その他の者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設、商業施設、公共交通機関の施設、駐車場、共同住宅、事務所その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 道路 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路（専ら自動車の交通の用に供するものを除く。）その他規則で定めるものをいう。
- (4) 公園 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園その他規則で定めるものをいう。
- (5) 公共車両 一般旅客の用に供する鉄道の車両及び自動車で規則で定めるものをいう。
- (6) 住宅 主として人の居住の用に供する家屋（公共的施設であるものを除く。）をいう。
- (7) 施設等 公共的施設、道路、公園、公共車両及び住宅をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、障害者等が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加することができるバリアフリーの街づくり（以下「バリアフリーの街づくり」という。）に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携及び協力に努めるものとする。

3 県は、自ら設置し、又は管理する施設等で県民の利用に供するものについて、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した施設等の整備を進めるものとする。

4 県は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、バリアフリーの街づくりの重要性及び自らの事業活動が地域社会と密接な関係にあることを認識し、地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者等が安全かつ快適に利用できるように配慮した施設等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、前項の施設等を障害者等が安全かつ快適に利用できるよう、情報の提供その他の支援を行うよう努めるとともに、適正な配慮についての周知等の取組を行うよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、バリアフリーの街づくりの重要性及び地域社会の構成員としての自らの役割を認識し、地域共生社会の実現に向け、県が実施するバリアフリーの街づくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、障害者等の移動及び施設等の利用を確保するために協力するよう努めるとともに、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設等の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

（総合的推進）

第6条 県、事業者及び県民は、バリアフリーの街づくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、バリアフリーの街づくりの実現を図るものとする。

2 県及び事業者は、広域的に行われる施設等の整備事業の実施の機会をとらえて、バリアフリーの街づくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第7条 県は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するものとする。

- (1) 全ての県民がバリアフリーの街づくりに関する理解を深めるとともに、積極的にバリアフリーの街づくりに取り組むよう意識の高揚に努めること。
- (2) 障害者等が自らの意思で自由に移動し、及び安全かつ快適に利用できるよう、施設等の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を推進するとともに、施設等の整備を相互の連関に配慮して推進すること。
- (3) 障害者等の活動の機会が幅広く保障されるよう社会参加を促進する施策を積極的に実施すること。

（障害者等の意見の反映）

第8条 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策に、障害者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

（検討）

第9条 県は、バリアフリーの街づくりに関する施策について、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報の提供等）

第10条 県は、市町村と連携して、事業者及び県民に対し、バリアフリーの街づくりに関する情報の提供、技術的指導又は助言を行うものとする。

（財政上の措置）

第11条 県は、バリアフリーの街づくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 施設等の整備

第1節 公共的施設等の整備

（整備基準）

第12条 知事は、公共的施設、道路及び公園（以下「公共的施設等」という。）の構造及び設備の整備に関し、障害者等が安全かつ快適に利用できるようするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、次に掲げる事項について、公共的施設等の種類の区分に応じて規則で定める。

- (1) 車いす使用者等が通行できる幅員の確保
- (2) 車いす使用者等が通行できる傾斜路の設置
- (3) 滑りにくい路面、床面等とするための措置
- (4) 階段等への手すりの設置
- (5) 障害者等の利用に配慮したエレベーター、便所及び駐車場の設置
- (6) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設等障害者等の利用に配慮した誘導又は案内の表示
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の利用に配慮すべき事項

（整備基準の遵守）

第13条 公共的施設等の新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、整備基準を遵守しなければならない。ただし、整備基準を遵守する場合と同

等以上に障害者等が安全かつ快適に利用することができる場合又は規模、構造、利用の目的、地形の状況等により整備基準を遵守することが困難である場合にあっては、この限りでない。

（既存施設の整備）

第14条 この条例の施行の際現に存する公共的施設等（新築等の工事中のものを含む。以下「既存施設」という。）を設置し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準に適合するよう整備に努めなければならない。

（維持保全）

第15条 公共的施設等を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設等を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

（適合証）

第16条 公共的施設等を設置し、又は管理する者は、当該公共的施設等を整備基準に適合させたときは、知事に対し、当該公共的施設等が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設等が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

（事前協議）

第17条 公共的施設のうち規則で定めるもの（以下「指定施設」という。）の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようするときも、同様とする。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第18条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第19条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 知事は、前項の検査を行った場合において、当該指定施設が第17条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（勧告）

第20条 知事は、指定施設の新築等に関し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（1） 第17条第1項の新築等をしようとする者が、同項の規定による協議を行わずに工事に着手したとき。

（2） 第17条第1項の規定による協議をした者が、当該協議の内容と異なり、かつ、整備基準に適合していない工事（第18条の規定による工事完了の届出があったものを除く。）を行ったとき。

（3） 前条第2項の指導又は助言を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は助言に従わなかったとき。

（公表）

第21条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者に意見の聴取を行った上で、当該勧告を受けた者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

（適合調査）

第22条 知事は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるもの（以下「既存指定施設」という。）を設置し、又は管理する者に対し、当該既存指定施設が整備基準に適合しているかどうかの調査を実施し、その結果を報告することを求めることができる。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る既存指定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（改善計画）

第23条 前条第2項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、当該報告に係る既存指定施設を整備基準に適合させるための工事の計画（以下「改善計画」という。）を作成し、届け出ることを求めることができる。

2 知事は、改善計画の届出があったときは、当該届出をした者に対し、当該改善計画について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(立入調査)

第24条 知事は、第17条第2項及び第19条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(国等に関する特例)

第25条 この節の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、適用しない。ただし、国等は、指定施設の新築等をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に通知しなければならない。

第3節 公共車両等の整備

(公共車両の整備)

第26条 公共車両を所有し、又は管理する者は、当該公共車両について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、居住する者が将来にわたって安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する者は、当該住宅について、障害者等が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めなければならない。

第4章 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項

(定義)

第28条 この章における用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）の例による。

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第29条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物を除く。

(1) 学校（政令第5条第1号に掲げるものを除く。）

(2) 共同住宅

(3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（政令第5条第9号に掲げるもの及び規則で定めるものを除く。）

(建築の規模)

第30条 法第14条第3項の規定により条例で別に定める同条第1項の建築の規模（新築、増築又は改築の場合の規模に限る。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。次条第3号及び第32条第2項において同じ。）とする。

(1) 政令第5条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号から第10号まで及び第12号から第16号までに掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。）並びに前条第1号及び第3号に掲げる特定建築物 合計500平方メートル

(2) 政令第5条第3号、第5号、第7号及び第11号に掲げる特別特定建築物（仮設建築物を除く。） 合計1,000平方メートル

(建築物移動等円滑化基準に付加する事項)

第31条 法第14条第3項の規定により条例で同条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 政令第11条各号列記以外の部分に規定する廊下等は、階段の上端に近接する部分（同条第2号に規定するものを除く。）に、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。

(2) 政令第12条各号列記以外の部分に規定する階段は、次に掲げるものであること。

ア 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（政令第12条第5号に規定するものを除く。）には、同号ただし書の場合を除き、点状ブロック等を敷設すること。

イ 主たる階段のうち1以上は、踊場に手すりを設け、かつ、回り階段でないこと。

(3) 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階（政令第14条第1項の規定により便所を設ける階をいう。）を有する建築物で、床面積の合計が1,000平方メートル未満のものは、同条第2項に規定する車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下この号において同じ。）設ける施設

が同一敷地内にある場合を除き、当該建築物に設ける便所のうち1以上に同項に規定する車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。

- (4) 階数が4以上の共同住宅にあっては、政令第19条第1項第1号に規定する道等及び駐車場から各住戸までの経路を同項に規定する移動等円滑化経路（以下「移動等円滑化経路」という。）とすること。
- (5) 移動等円滑化経路は、次に掲げるものであること。
 - ア 当該移動等円滑化経路を構成する出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口の幅は、90センチメートル以上とすること。
 - イ 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は、140センチメートル以上とすること。

（建築物移動等円滑化基準の適用除外）

第32条 第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園については、政令第14条第3項の規定は、適用しない。

- 2 第30条第1号に掲げる特別特定建築物及び特定建築物のうち、床面積が1,000平方メートル未満の特別特定建築物及び特定建築物の移動等円滑化経路（階と階との間の移動に係る部分に限る。）については、政令第19条第2項第1号の規定は、適用しない。

（制限の緩和）

第33条 この章の規定は、この章の規定による場合と同等以上に特別特定建築物（第29条各号に掲げる特定建築物を含む。以下この条において同じ。）の移動等円滑化が図られると知事が認める場合又は特別特定建築物の利用の目的、敷地の状況等によりこの章の規定により難しいと知事が認める場合においては、適用しない。

第5章 雑則

（適用除外）

第34条 市町村が施設等の整備に関して障害者等の利用及び移動に配慮した街づくりの見地から制定するバリアフリーの街づくりに関する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、第3章の規定は、当該市町村の区域における施設等の整備については、適用しない。

- 2 市町村が法第14条第3項の規定に基づいて制定する条例の内容が、前章の規定と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、同章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

- 3 前2項の知事の認定は、神奈川県公報により行う。

（特定道路及び特定公園施設の整備についての適用除外）

第35条 第3章第1節の規定は、法第10条第1項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定道路（法第2条第9号に規定する特定道路をいう。）の整備については、適用しない。

- 2 第3章第1節（公園に関する整備基準に係る部分に限る。）の規定は、法第13条第1項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける特定公園施設（法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。）の整備については、適用しない。

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

一部改正〔平成20年条例40号〕

- 2 知事は、平成21年10月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に工事中の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に規定する特別特定建築物（改正後の第29条各号に掲げる同法第2条第16号に規定する特定建築物を含む。以下「特別特定建築物」という。）の新築、増築若しくは改築又は修繕若しくは模様替については、改正後の第4章の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の際現に存する特別特定建築物で、その用途が次の各号のいずれかに該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる他の用途に変更する場合にあっては、改正後の第4章の規定は、適用しない。

- (1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる用途

- (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

附 則（平成21年8月25日条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月11日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年５月３０日条例第３３号）

この条例は、令和４年５月３１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２１日条例第６０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日条例第３４号）

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

2 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

最終改正 令和7年3月28日
神奈川県規則第39号

平成8年1月10日
規則第1号

改正	平成8年3月1日規則第4号	平成9年3月31日規則第51号
	平成10年3月17日規則第17号	平成11年3月30日規則第21号
	平成11年9月28日規則第80号	平成12年3月31日規則第78号
	平成12年6月20日規則第123号	平成13年1月5日規則第3号
	平成13年12月7日規則第126号	平成14年12月17日規則第99号
	平成15年3月11日規則第16号	平成15年9月26日規則第116号
	平成16年2月24日規則第8号	平成16年2月27日規則第11号
	平成16年3月26日規則第23号	平成16年6月8日規則第60号
	平成16年6月22日規則第63号	平成17年5月17日規則第120号
	平成17年9月20日規則第147号	平成18年3月3日規則第9号
	平成19年3月23日規則第38号	平成19年9月28日規則第98号
	平成20年1月25日規則第5号	平成20年9月30日規則第95号
	平成21年3月31日規則第33号	平成22年3月30日規則第41号
	平成23年9月30日規則第70号	平成24年3月23日規則第18号
	平成25年3月1日規則第21号	平成26年1月31日規則第3号
	平成26年7月1日規則第74号	平成27年10月30日規則第108号
	平成28年3月11日規則第10号	平成29年3月31日規則第45号
	平成30年3月30日規則第36号	令和元年6月25日規則第15号
	令和3年2月16日規則第10号	令和3年9月28日規則第80号
	令和6年3月29日規則第44号	令和7年3月28日規則第39号

（事務の委任）

第1条 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務のうち、市（相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市に限る。）の区域以外の区域における事務は、土木事務所長に委任する。

- (1) 条例第16条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。
- (2) 条例第17条の規定により、協議し、及び必要な指導又は助言を行うこと。
- (3) 条例第18条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。
- (4) 条例第19条の規定により、検査を行い、及び必要な指導又は助言を行うこと。
- (5) 条例第20条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (6) 条例第24条第1項の規定により、第2号、第4号及び前号に掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させること。
- (7) 条例第25条の規定により、国等からの通知を受理すること。

（施設等）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第3号に規定する規則で定めるものは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路とする目的で新設するものとする。

3 条例第2条第4号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園とする目的で設置するもの
- (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地

4 条例第2条第5号に規定する規則で定める公共車両は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第2条第12号に規定する車両（旅客車に限る。）
- (2) 軌道法施行規則（大正12年内務省・鉄道省令）第9条第1項第17号（ロ）に規定する客車
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (4) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

（整備基準）

第2条 条例第12条第2項に規定する規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(適合証)

第3条 条例第16条第1項に規定する適合証は、第1号様式のとおりとする。

2 条例第16条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（公共的施設用）（第2号様式）、適合証交付請求書（道路用）（第3号様式）又は適合証交付請求書（公園用）（第4号様式）により行わなければならない。

3 前項の適合証交付請求書には、第1号から第3号まで及び第5号（道路に係るものにあつては、第1号、第4号及び第5号）に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第18条の規定による届出をした者については、この限りでない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、通路又は園路の位置及び幅員、敷地内における出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法を明示した建築物の各階平面図

(4) 縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに土地の高低を明示した平面図

(5) その他知事が必要と認める図書

(指定施設)

第4条 条例第17条第1項に規定する指定施設は、別表第1の左欄に掲げる施設のうちその規模等（増築の場合にあつては、増築後の規模等）が同表の右欄に該当するものとする。

(事前協議)

第5条 条例第17条第1項の規定による協議は、指定施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定により確認を受ける必要がある場合にあつては当該確認の申請をする日の30日前までに、当該確認を受ける必要がない場合にあつては新築等の工事に着手する日の30日前までに、指定施設新築等（変更）事前協議書（第9号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第17条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準に適合している部分を障害者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手の予定年月日の変更又は工事の完了の予定年月日の3月以内の変更

(工事完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による届出は、指定施設工事完了届（第10号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設工事完了届には、第5条第1項の規定により行われた協議内容に基づく工事が行われたことを証する写真を添付しなければならない。

(公表)

第8条 条例第21条の規定により規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容

(4) その他知事が必要と認める事項

2 条例第21条の規定による公表は、神奈川県公報による公告その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(適合調査の結果報告)

第9条 条例第22条第1項の規定による報告は、知事が定める期日までに、指定施設適合調査結果報告書（第11号様式）により行わなければならない。

2 前項の指定施設適合調査結果報告書には、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(改善計画の届出)

第10条 条例第23条第1項の規定による届出は、指定施設改善計画届（第12号様式）により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の指定施設改善計画届に添付しなければならない図書等について準用する。

(身分証明書)

第11条 条例第24条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、第13号様式とする。

2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の例によることができる。

(国等)

第12条 条例第25条に規定する規則で定める者は、次に掲げるものとする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構
- (5) 独立行政法人住宅金融支援機構
- (6) 地方公共団体が設立した地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び下水道公社

(国等の通知)

第13条 条例第25条の規定による通知は、指定施設新築等(変更)通知書(第14号様式)により行わなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の指定施設新築等(変更)通知書に添付しなければならない図書等について準用する。

(整備基準の適合状況等に関する情報の提供)

第14条 知事は、事業者からの申出があった場合には、当該事業者が設置し、又は管理する公共的施設に係る整備基準の適合状況等について、神奈川県ホームページへの掲載により県民に対して情報を提供し、当該情報を変更し、又は当該情報の提供を停止するものとする。

(特別特定建築物に追加する特定建築物から除くもの)

第15条 条例第29条第3号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設及び同法第44条に規定する児童自立支援施設とする。

(制限の緩和の認定の手続等)

第16条 条例第33条の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第15号様式)に、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による認定の申請について認定をしたときは、認定通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月1日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第51号)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成10年3月17日規則第17号)

この規則は、平成10年3月20日から施行する。

附 則(平成11年3月30日規則第21号抄)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第7条中神奈川県福祉の街づくり条例施行規則別表第1の3の項用途の欄の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年9月28日規則第80号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定、別表第1の4の項用途の欄(10)の改正規定並びに第2号様式から第4号様式まで、第9号様式、第10号様式、第13号様式及び第14号様式の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月20日規則第123号抄)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第3号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月7日規則第126号)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項(2)の項の改正規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に神奈川県福祉の街づくり条例(平成7年神奈川県条例第5号)第16条第1項の規定により協議を行っている指定施設に対するこの規則による改正後の神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月17日規則第99号)

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成15年3月11日規則第16号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

- 附 則（平成 15 年 9 月 26 日規則第 116 号）
この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 2 月 24 日規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 2 月 27 日規則第 11 号）
この規則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 3 月 26 日規則第 23 号）
この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 6 月 8 日規則第 60 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 16 年 6 月 22 日規則第 63 号）
この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 17 年 5 月 17 日規則第 120 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 17 年 9 月 20 日規則第 147 号）
この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 18 年 3 月 3 日規則第 9 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 3 月 23 日規則第 38 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 12 条の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 19 年 9 月 28 日規則第 98 号）
この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 5 の項(2)オの改正規定は、同年 9 月 30 日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 1 月 25 日規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成 20 年 9 月 30 日規則第 95 号）
この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 33 号）
1 この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
2 この規則の施行の日前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は同法第 6 条の 2 第 1 項（同法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請がされた指定施設（以下「確認申請施設」という。）及びこの規則の施行の際現に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設（以下「協議施設」という。）に係る同項の規定による協議については、改正後の第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3 確認申請施設、この規則の施行の日前に神奈川県福祉の街づくり条例の一部を改正する条例（平成 20 年神奈川県条例第 61 号）による改正前の条例第 15 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等及び協議施設に係る条例第 12 条第 2 項に規定する規則で定める整備基準については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成 22 年 3 月 30 日規則第 41 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 70 号）
この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項(8)の改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 24 年 3 月 23 日規則第 18 号）
この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 25 年 3 月 1 日規則第 21 号）
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 1 月 31 日規則第 3 号）
この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 26 年 7 月 1 日規則第 74 号）
この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 27 年 10 月 30 日規則第 108 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 28 年 3 月 11 日規則第 10 号）
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 45 号）
1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条及び別表第 1 の改正規定並びに次項の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
2 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 12 条第 1 項第 3 号に掲げる者の事務所（平成 29 年 10 月 1 日以後に新築等の工事に着手されるものを除く。）に係る改正後の別表第 1 の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 36 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 4 の項(9)の改正規定及び附則第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の 4 の項(8)の規定（介護医療院（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 29 項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、この規則の施行の日以後に同法第 107 条第 1 項の規定による開設の許可を申請し、又は新築等の工事に着手する介護医療院について適用する。

（準備行為）

- 3 介護医療院の新築等をしようとする者は、この規則の施行の日前においても、その計画について、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）第 17 条第 1 項の規定による協議をすることができる。

附 則（令和元年 6 月 25 日規則第 15 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 16 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 6 の項及び別表第 2 の 1 の表 12 の項(2)イの改正規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 80 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日規則第 44 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の 2 の項(2)イの改正規定は公布の日から、同表 4 の項の改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号）第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に同条例第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設の当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 39 号）

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に条例第 17 条第 1 項の規定による協議が行われている指定施設のうち、条例第 4 章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 19 号に規定する特別特定建築物及び条例第 29 条各号に掲げる同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物をいう。次項において同じ。）であるものに係る当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第 1 並びに別表第 2 の 1 の表 3 の項、8 の項、11 の項及び 12 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 10 月 1 日前に条例第 16 条第 1 項の規定による請求があった公共的施設等若しくは条例第 17 条第 1 項の規定による協議を開始した指定施設のうち、条例第 4 章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものに係る当該請求若しくは当該協議に係る整備基準又は同日前に条例第 25 条の規定による通知があった指定施設のうち、同章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものに係る整備基準については、改正後の別表第 1 並びに別表第 2 の 1 の表 3 の項、8 の項、11 の項及び 12 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 条の 2、第 4 条関係）

公共的施設	用 途	指定施設の規模等
1 官公庁施設	国、地方公共団体及び第 12 条各号に掲げる者の事務又は事業の用に供するもの	全てのもの
2 教育文化施設	(1) 学校及びこれに類する施設のうち次に掲げるもの（以下「学校等」という。）の用に供するもの ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校 イ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 98 条第 1 項に規定する自動車教習所 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	全てのもの
	(2) 図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館 イ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 31 条第 1 項に規定する博物館に相当する施設 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	
	(3) 動物園、植物園及び遊園地（以下「動物園等」という。）の用に供するもの	
	(4) 集会場及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 集会場及び公会堂 イ 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 20 条に規定する公民館 ウ ア及びイに掲げる施設に類するもの	
3 医療施設	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所の用に供するもの	全てのもの
4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設及び同法第 10 条の 2 第 1 項に規定するこども家庭センター (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設 (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設 (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 3 項及び第 4 項に規定する事業を行う施設、同法第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 38 条に規定する母子・父子福祉施設 (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設及び同条第 29 項に規定する介護医療院 (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う施設及び同条第 8 項に規定する短期入所を行う施設（同条第 11 項に規定する障害者支援施設を除く。）、同条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター並びに同条第 28 項に規定する福祉ホーム (8) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設及び同条第 3 項第 11 号に規定する隣保館等の施設 (9) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設 (10) (1) から (9) までは掲げる施設に類するもの	全てのもの
5 商業施設	(1) 公益事業の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項に規定するガス小売事業者の事務所 イ 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の事務所 ウ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）の事務所 (2) 金融機関の施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 農林中央金庫の事務所 イ 株式会社商工組合中央金庫の事務所 ウ 日本銀行の支店及び出張所 エ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所（同法第 10 条第 1 項第 3 号に規定する事業を行うものに限る。） オ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）の本店その他の営業所 カ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合の事務所（同法第 11 条第 1 項第 4 号に規定する事業を行うものに限る。） キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 2 号に規定する信用協同組合の事務所 ク 株式会社日本政策金融公庫の事務所 ケ 株式会社日本政策投資銀行の事務所	全てのもの

	コ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫の事務所 サ 長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所 シ 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）による労働金庫の事務所 ス 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	
	(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の商業施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア 物品販売業を営む店舗及び飲食店 イ 理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）第 1 条の 2 第 3 項に規定する理容所 ウ 質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）第 1 条第 2 項に規定する質屋の営業所 エ クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 2 条第 4 項に規定するクリーニング所 オ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者の事務所 カ 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 2 条第 1 項に規定する旅行業を営む者の営業所 キ 美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）第 2 条第 3 項に規定する美容所 ク 貸衣装屋 ケ イからクまでに掲げるものに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 200 平方メートル以上のもの
6 公共交通機関の施設	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 2 条第 6 号に規定する旅客施設	全てのもの（同法第 8 条第 1 項の規定により旅客施設を新たに建設し、又は大規模な改良をする場合にあっては、別表第 2 の 2 の表 1 の項(1)から(3)まで及び 2 の項に規定する整備項目に係る部分に限る。）
7 駐車場	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場の用に供するもの	駐車場法第 12 条の規定による届出をしなければならないもの
8 共同住宅	共同住宅又は寄宿舎の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
9 事務所	事務所の用に供するもの（1 の項及び 5 の項に該当するものを除く。）	
10 宿泊施設	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の用に供するもの	
11 公衆浴場	公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場の用に供するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12 地下街等	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（16 の 3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものの用に供するもの	全てのもの
13 運動施設	体育館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
14 興行・遊興施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場の用に供するもの	用途面積が 300 平方メートル以上のもの
15 展示施設	展示場の用に供するもの	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの
16 工場	工場の用に供するもの	
17 公衆便所	公衆便所の用に供するもの（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）	全てのもの
18 複合用途建築物	1 の項から 17 の項までに掲げるものの 2 以上の異なる用途に供する建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの

備考 用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計をいう。

別表第2（第2条関係）

1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 敷地内通路等	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあつては、この限りでない。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 段がある部分は、次に掲げるものであること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。 (ウ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (2) 道又は公園、広場その他の空き地（以下「道等」という。）から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）まで及び駐車場から利用居室又は道等までの経路のうち、それぞれ1以上の経路を障害者等が円滑に利用できる経路（以下「主たる経路」という。）とし、当該主たる経路を構成する敷地内の通路は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員（内のりをいう。以下同じ。）は、140センチメートル以上とすること。 イ 階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は7の項に定める構造のエレベーター及びそれ以外の昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第19条第2項第6号に規定する車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造のものに限る。）（以下「エレベーター等」という。）を併設する場合は、この限りでない。 ウ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 (ア) 有効幅員は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (ウ) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 戸を設ける場合には、次に掲げるものであること。 (ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (イ) 自動的に開閉する構造その他の障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 オ 排水溝を設ける場合は、盲人安全つえ、車椅子のキャスター等（以下「つえ等」という。）が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (3) 別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等において、動物園等の敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、それぞれ1以上の出入口及び主要な敷地内の通路は、別表第2の4の表1の項、2の項及び9の項(1)に定める構造とすること。この場合において、「園路」とあるのは、「敷地内の通路」と読み替えるものとする。
2 傾斜路	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、6の項に定める構造の段に併設するものにあつては、90センチメートル以上とすることができる。 (2) 縦断勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1を超えないこと。 (3) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (4) 両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (5) 手すりを適切な高さに設けること。 (6) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (7) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。 (8) 傾斜路の端部は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
3 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舎及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表9の項及び16の項に掲げる公共的施設において設ける場合を除く。）は、車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては駐車台数の合計に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上、駐車台数の合計が200台を超えるものにあつては駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上設けること。ただし、当該駐車場が次に定めるものであるときは、この限りでない。 ア 自動車の駐車に供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）のみを設ける場合にあつては、次に定める構造を満たす機械式駐車場（以下「車椅子対応機械式駐車場」という。）に設ける駐車台数の合計が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。

	(ア) 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設けること。 (イ) (ア)の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。 イ 自動車の駐車の用に供する部分に機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合にあっては、車椅子対応機械式駐車場に設ける駐車台数及び当該機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車区画の数の合計数が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。 (2) (1)の車椅子使用者用駐車区画は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあっては、車椅子使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。
4 出入口又は改札口及びレジ通路（以下「出入口等」という。）	(1) 主たる経路を構成する出入口のうち直接屋外へ通ずる主要な出入口、改札口及びレジ通路（以下「主要な出入口等」という。）を設ける場合は、次に定める構造の主要な出入口等をそれぞれ1以上設けること。 ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ 障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 ウ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 屋外若しくは駐車場へ通ずる出入口（主要な出入口等を除く。）及び主たる経路を構成する出入口（直接屋外へ通ずる主要な出入口を除く。）は、有効幅員を80センチメートル以上とし、(1)のイからエまでに定める構造とすること。ただし、別表第1の3の項に掲げる医療施設のうち病室（患者を収容する施設をいう。）を有しないもの（以下「無床診療所」という。）で用途面積が500平方メートル未満のもの（以下「小規模無床診療所」という。）、同表の5の項(3)に掲げる商業施設のうち用途面積が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの（以下「小規模店舗」という。）及び同表の14の項に掲げる興行・遊興施設のうち用途面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの（以下「小規模興行・遊興施設」という。）にあっては、この限りでない。
5 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する廊下等の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (2) 主たる経路を構成する廊下等（7の項に定める構造のエレベーターを設ける場合にあっては、当該エレベーターの昇降路に至る廊下等を含む。）は、(1)に定めるほか、次に掲げるものであること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設にあっては、この限りでない。 ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 イ 段を設けないこと。ただし、2の項に定める構造の傾斜路又はエレベーター等を設ける場合は、この限りでない。 ウ 端部は、車椅子の転回に支障がない構造とし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 エ 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）にあっては、適切な高さに手すりを設けること。 オ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。
6 階段	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 主たる階段は、回り階段としないこと。 (2) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 (3) 手すりを適切な高さに設けること。 (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (5) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
7 エレベーター	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設で、床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの（別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては、4階以上の階を有するものに限る。）にあっては、籠が当該階に停止する次に定める構造のエレベーターを1以上設けること。ただし、不特定かつ多数の者又は主として障害者等が直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のある階でサービスの提供を受け、又は商品等を購入することができる等の措置を講ずる場合は、この限りでない。 ア 籠及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 籠の内のり幅は140センチメートル以上とし、籠の内のり奥行きは135センチメートル以上とし、及び籠の構造は車椅子の転回に支障がない構造とすること。ただし、別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（8の項、9の項又は16の項に掲げる公共的施設を含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、電動車椅子使用者が乗降できる構造の籠を設ける場合は、この限りでない。 ウ 戸は、障害者等が円滑に利用できる構造とし、戸の開閉時間を制御する装置を設けること。 エ 籠内には、適切な高さに手すりを設置するとともに、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を配置すること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 カ 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字及び文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

	ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。 ケ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 コ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 サ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その有効幅員及び有効奥行き（内のりをいう。）は、150センチメートル以上とすること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し、かつ、直接屋外へ通ずる4の項(1)に定める構造の主要な出入口等がない階を有する公共的施設（(1)に該当する施設を除く。）にあっては、籠が当該階に停止する(1)に定める構造のエレベーターを1以上設けるよう努めること。
8 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（以下(1)において「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合は、これらの者が当該不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと認められる位置に、これらの者が利用する階（次に定める階を除く。以下(1)において「利用階」という。）の階数に相当する数（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の8の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては1、同表18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあっては当該数から無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる利用階の階数に相当する数を差し引いた数）以上設けること。 ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの イ 不特定かつ多数の者又は障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定かつ多数の者又は障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階 (2) (1)の便所は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便所を1以上設けること。 オ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。 (3) 別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。ただし、無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設以外の公共的施設を含まないものを除く。）に掲げる公共的施設にあっては、(1)の規定により設ける便所のうち1以上に、次に定める構造の車椅子使用者用便所（車椅子使用者が利用しやすい便所をいう。以下同じ。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。）設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。 ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。 エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。 カ 出入口には、車椅子使用者用便所である旨（当該便所に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示すること。 (4) (3)に該当する施設以外の公共的施設（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設の用に供するものを除く。）にあっては、(1)の規定により便所を設ける階（別表第1の18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設において、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる階以外の階に(1)の規定により設ける便所がある場合には、これらの公共的施設のみからなる階を除く。）（以下「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあっては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあっては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数））（ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。）以上に車椅子使用者用便所（(3)に定める構造の車椅子使用者用便所に限る。以下(4)において同じ。）を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便所を利用する上で支障がないものとして次に定める場合にあっては、この限りでない。 ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 イ 便所設置階の便所に設けるべき車椅子使用者用便所の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合（車椅子使用者が当該便所を利用する上で支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。） ウ 男子用又は女子用の便所のみを設ける便所設置階である場合において、当該便所のうち1（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあっては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあっては、当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未

	未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)。(ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。)以上に、男子用又は女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共的施設にあっては、次に定める数の合計数(当該合計数が0となる場合にあっては、1)(アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあっては、当該合計数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房のうち、車椅子使用者が利用する上で支障がないと認められる車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)の数を差し引いた数)以上の車椅子使用者用便房(当該車椅子使用者用便房(男子用及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。))に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房)を設ける場合 (ア) 床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(1,000平方メートル未満の便所設置階の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) (イ) 床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数 (5) (1)の規定により設ける便所(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設に設けるものを除く。)のうち1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)は次に定めるもの(当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、アからカまでに定める便房等の有する機能の全部又は一部を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合にあっては、当該施設に設けられた便房等の有する機能に係るものを除く。)とすること。ただし、(3)又は(4)に定める便房、イ又はウに定める便房及びバに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。 ア 別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。)、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設(用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表5の項に掲げる公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設(同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。)であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあっては、(3)又は(4)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 イ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。))、2の項(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。)、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者(乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。)が利用するものに限る。エにおいて同じ。)にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。 ウ イに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。 エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 オ エに該当する施設以外の公共的施設にあっては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。 カ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあっては、この限りでない。 (ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 (イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。 キ 便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。 (6) (1)の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、本文に定める構造の小便器を1以上設ける便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。
9 浴室、シャワー室等	別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)、4の項、10の項、11の項及び13の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する浴室、シャワー室等を設ける場合は、次に定める構造の浴室、シャワー室等をそれぞれ1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 (1) 出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (2) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (3) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 (4) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。

10 客室	別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 (1) 出入口は、次に掲げるものであること。 ア 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 (3) 必要に応じて、手すりを設けること。 (4) 車椅子使用者が円滑に移動し、回転できるように、十分な広さを確保すること。 (5) ベッドを設ける場合は、車椅子の座面の高さと同程度の高さを確保すること。 (6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に8の項(1)に定める構造の便所を設ける場合及び同表10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（アに定める便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ア 便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。 (ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう、十分な床面積を確保すること。 イ アに定める便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 (ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 (7) 浴室、シャワー室等は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室、シャワー室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、(6)イに掲げるものであること。 エ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。
11 客席及び舞台	別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客席及び舞台を設ける場合は、当該公共的施設に設ける客席及び舞台ごとに次に定める構造とすること。 (1) 次に定める構造の車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用客席」という。）を2（客席数の合計が400席を超えるときは、客席数の合計に200分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。 ア 1席当たりの幅は90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。 イ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 車椅子使用者用客席に至る通路は、5の項(2)アからウまでに定める構造とすること。 (2) 障害者等が支障なく客席又は舞台袖口から舞台上がることができるような経路をそれぞれ1以上確保すること。
12 標識及び案内設備	(1) 障害者等が円滑に利用できるように、車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所（介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。以下(1)及び(2)において同じ。）の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 (2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 ア 建築物（小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項（寄宿舎の用に供するものに限る。）、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。）、(2)において同じ。）又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。 (3) (1)及び(2)に定める標識及び案内板その他の設備の設置に当たっては、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組合せを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。
13 誘導設備	非常時に障害者等が安全に外部に出られるように、次に定める構造とすること。 (1) 非常口とするものについては、段を設けないこと。 (2) 非常口、廊下等及び階段の必要な箇所には、非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設けるよう努めること。 (3) 一斉放送できる設備を設けるよう努めること。

14 カウンター及び記載台又は公衆電話台	カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造のカウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。ただし、無床診療所、小規模店舗、小規模興行・遊興施設及び別表第1の8の項に掲げる共同住宅にあっては、この限りでない。 (1) カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 (2) 公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
15 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 道等から12の項(2)イに定める構造の設備又は案内所までの経路(駐車場から4の項に定める構造の出入口等に至る経路を除く。)は、そのうち1以上を、次に掲げる視覚障害者が円滑に利用できる経路とすること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項から9の項まで及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 ア 視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)及び点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がある風除室内の経路及び用途面積が200平方メートル未満の建築物内において、案内所から直接屋外に通ずる主要な出入口を容易に視認でき、当該出入口から当該案内所までの間の経路において人等による誘導が適切に実施される場合における当該経路については、この限りでない。 イ 経路を構成する敷地の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。 (ア) 車路に近接する部分 (イ) 段がある部分又は傾斜(勾配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する部分 (2) 次の場所(別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち、共同住宅(小規模共同住宅を除く。))にあっては、ア(6の項に定める構造の階段の上端に近接する廊下等の部分に限る。)及びエに掲げる場所に限る。)は、視覚障害者が円滑に利用できるように、点状ブロック等を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項及び16の項に掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。 ア 2の項に定める構造の傾斜路及び6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する廊下等の部分 イ 2の項に定める構造の傾斜路の傾斜(勾配が20分の1を超えないもの及び高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えないものを除く。)がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。) ウ 4の項(1)に定める構造の主要な出入口等のうち、それぞれ1以上の主要な出入口等(屋内に設ける改札口及びレジ通路を除く。)又は各利用居室相互間の経路の出口の戸の前後 エ 6の項に定める構造の階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分(駐車場に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。) オ エスカレーターの端部等特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 (3) 2の項に定める構造の傾斜路、5の項に定める構造の廊下等及び6の項に定める構造の階段に設ける手すりの端部には、必要に応じて、点字その他の案内設備を設けること。 (4) 8の項に定める構造の便所及び10の項に定める構造の客室の出入口には、点字その他の案内設備を設けること。 (5) エスカレーターを設ける場合には、くし板をステップ部と区別しやすい色とすること。
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。)及び5の項((1)又は(2)の用に供するものに限る。))に掲げる商業施設にあっては、利用者(施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。)の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。 (2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。 (3) 別表第1の1の項、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。))及び4の項に掲げる公共的施設にあっては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。 (4) (3)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよう努めること。 (5) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げるものに限る。))にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。 (6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。 (7) 別表第1の1の項に掲げる官公庁施設、2の項(2)に掲げる教育文化施設、3の項に掲げる医療施設(無床診療所を除く。))及び4の項に掲げる福祉施設において、受付等を設ける場合は、手話通訳者を配置するよう努めること。
17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。))、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。))、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。))に掲げるものであって、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。))にあっては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を

	別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けること。 ア 出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。 イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。 ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。 エ 出入口には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示すること。ただし、授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設けた場合等は、当該場合にに応じた表示をすること。 (2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、(1)に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けるよう努めること。
18 休憩場所	利用者の利用に供する休憩のための場所を設けるよう努めること。
19 施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	別表第1の1の項に掲げる公共的施設にあっては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努めること。

備考 別表第1の8の項に掲げる公共的施設にあっては、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用し」とあるのは「多数の者が利用し」と、「不特定かつ多数の者又は主として障害者等」とあるのは「多数の者」とする。

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 障害者等の円滑な通行に適する経路（以下「移動等円滑化された経路」という。）	公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。 (1) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。 (2) 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (3) 移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。 イ 戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 ウ 段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 エ 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 オ 照明設備が設けられていること。 (4) 移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。 ア 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。 イ 籠の内のり幅は140センチメートル以上であり、内のり奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。 ウ 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、イただし書に規定する場合は、この限りでない。 エ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。 オ 籠内に手すり（握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。）が設けられていること。 カ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。 キ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。 ク 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。 ケ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。 コ 籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。 サ 乗降ロビーの幅は150センチメートル以上であり、奥行きは150センチメートル以上であること。 シ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。 (5) 移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。 ア 別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等 イ 別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前 ウ 別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等 エ (4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等 オ 5の項に定める案内標示に近接する通路等 カ 6の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等 キ その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所
2 改札口	(1) 改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表第2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。 (2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。
3 プラットホーム等	プラットホーム等は、次に定める構造とすること。 (1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (2) 次に定める設備が設けられていること。 ア 発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備） イ アに掲げるプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備 (3) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。

	(4) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。 (5) 照明設備が設けられていること。
4 便所	利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 (1) 次に定める構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。 ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。 (2) 便所及び(1)に定める便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同項(1)イについては、同表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 (3) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。 (5) 障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。 (6) 便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。 (7) 便所の出入口には、車椅子使用者用便房のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。
5 案内標示	(1) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (2) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。 (3) (2)の標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。 (4) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。（6）において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 (5) (4)の案内板その他の設備は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。 (6) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
6 乗車券等販売所、案内所等	(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。 ア 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。 イ 券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。 (2) カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。 (3) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）	歩道等を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。 (2) 歩道等（車両乗り入れ部を除く。）の横断勾配は、2パーセント以下とすること。 (3) 歩道等のすりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。 (4) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とし、かつ、車椅子使用者の通行に支障がない構造とすること。 イ すりつけ区間と車道と接する部分の間に、長さ150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。 (5) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分は、車道と同一の高さですりつけること。 (6) 歩道等の舗装は、次に定める構造とすること。 ア 雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、道路の構造、気象状況その他特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 イ 平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。 (7) 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
2 横断歩道橋及び地下横断歩道（以下「立体横断施設」という。）	障害者等の移動の円滑化のために立体横断施設が必要であると認められる場合は、次に定める構造とすること。 (1) 階段は、回り階段としないこと。 (2) 階段、傾斜路及び踊場には、両側に手すりを設けること。 (3) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 (4) 車椅子使用者に配慮したエレベーター又は適切に踊場を設けた傾斜路を設けるよう努めること。
3 視覚障害者誘導用ブロック	(1) 歩道等が交差点又は横断歩道において車道と接する部分、立体横断施設の昇降口の部分等の注意を喚起する必要がある場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。 (2) 公共交通機関の施設から視覚障害者の利用が多い施設へ通ずる歩道等にあつては、進路や施設の案内を行うことが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。
4 視覚障害者用信号機	信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機を設置するよう努めること。

4 公園に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 出入口	敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 (4) 車止めの柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90センチメートルを標準とすること。 (5) 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
2 園路	(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。 ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。 イ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 ウ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障がない退避スペースを設置すること。 エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 オ 段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 カ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 キ 必要に応じて、手すりを設けること。 ク 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 ケ 縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下、すりつけ勾配は8パーセント以下とすること。 コ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。 (2) 障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
3 階段	利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。 (4) 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (5) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (6) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。 (7) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
4 傾斜路	利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。 (2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (3) 横断勾配は、設けないこと。 (4) 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。 (5) 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (6) 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 (7) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
5 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。 ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 イ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (エ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

	(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。 (6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。
6 駐車場	利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあっては、駐車台数の合計に1/50を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上を設けること。 (1) 幅は、350センチメートル以上とすること。 (2) 2の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、2の項に定める構造とすること。 (3) 車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。
7 案内標示	(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識をいう。以下この項において同じ。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。 ア 障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。 ウ 案内板及び標識は、別表第2の1の表12の項(3)に定める構造とすること。 (2) 案内板のうち1以上は、1の項に定める出入口の付近に設けること。
8 附帯設備	ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。
9 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。 (1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から1の項に定める構造の出入口に至る園路にあっては、この限りでない。 ア 敷地に接する道から1の項に定める構造の出入口に至る経路 イ 3の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分 ウ 4の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場 エ 2の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所 (2) 7の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。

第1号様式（第3条関係）（縦30センチメートル、横22センチメートル）



- 備考1 材質は、アクリル樹脂製とします。
- 2 マークの地の部分の色は、青とします。

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称					
所 在 地					
種 類					
規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²			
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共 有 部 分	m ²			
自動車の駐車のために供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²	工事完了年月	年 月	
事 前 協 議 の 有 無		有 (終了年月日 / 番号) ・ 無		指定施設工事完了届の有無	有 ・ 無
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 3 号様式（第 3 条関係）（道路用）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

路 線 名				
所 在 地				
施設の内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 4 号様式（第 3 条関係）（公園用）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

適 合 証 交 付 請 求 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

請求者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第16条第 1 項の規定により、適合証の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

名 称				
所 在 地				
敷 地 面 積	m ²			
建 築 物 の 建 築 面 積	m ²			
施設の内容及び規模				
工 事 完 了 年 月	年 月			
連 絡 先	住 所		法人名	
	氏 名		電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等				

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第 5 号様式から第 8 号様式 削除

指定施設新築等（変更）事前協議書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

協議者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第17条第 1 項の規定により、次のとおり協議します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
新 築 等 の 種 類		新築（新設） ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替え			
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分		その他の部分	
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²		m ²	
用 途 の 内 訳	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	共 用 部 分	m ²		m ²	
自動車の駐車のに供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²		病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	
工 事 予 定 年 月 日		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
連 絡 先	住 所				法人名
	氏 名				電 話
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

指 定 施 設 工 事 完 了 届

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

届出者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第18条の規定により、次のとおり工事が完了したので届け出ます。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
協 議 受 付 番 号 及 び 協 議 終 了 年 月 日	第 号		年 月 日		
工 事 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法 人 名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

備考1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 事前協議の対象となった部分の写真を添付してください。

指 定 施 設 適 合 調 査 結 果 報 告 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

報告者の住所（法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり調査しましたので報告します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²			
用 途 の 内 訳	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	()	m ²			
	共 用 部 分	m ²			
自動車の駐車の用に供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²	病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	有 ・ 無	
工 事 完 了 年 月		年 月			
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

指 定 施 設 改 善 計 画 届

年 月 日

神奈川県知事 殿

届出者の住所（法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名）

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第23条第 1 項の規定により、次のとおり指定施設
の改善を計画しましたので届け出ます。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
改 善 す る 箇 所 及 び そ の 概 要					
工 事 予 定 年 月 日	着 手	年 月 日	完 了	年 月 日	
連 絡 先	住 所			法人名	
	氏 名			電 話	
※ 受 付 欄	年 月 日 第 号				
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

第13号様式（第11条関係）（用紙 縦6センチメートル、横9センチメートル）

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所属	
職	
氏名	
年 月 日生	
上記の者は、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第24条第1項に規定する立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
神奈川県知事（氏 名）	
（神奈川県 土木事務所長）	
印	

(裏)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（抜粋）

（立入調査）

第24条 知事は、第17条第2項及び第19条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設に立ち入り、当該指定施設が整備基準に適合しているかどうかを調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

指 定 施 設 新 築 等 （ 変 更 ） 通 知 書

年 月 日

神奈川県知事
(神奈川県 土木事務所長) 殿

通知者の住所 (法人にあっては、所在地、
氏名 名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第25条の規定により、次のとおり通知します。

指 定 施 設 の 名 称					
指 定 施 設 の 所 在 地					
指 定 施 設 の 種 類					
新 築 等 の 種 類		新築（新設） ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ 大規模の修繕 ・ 大規模の模様替え			
指 定 施 設 の 規 模		敷地面積	m ²	建築面積	m ²
		新築等の部分		その他の部分	
建 築 物 の 延 べ 面 積		m ²		m ²	
用 途 の 内 訳	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	()	m ²		m ²	
	共 用 部 分	m ²		m ²	
自動車駐車場の用に供する面積 (路外駐車場の場合)		m ²		病 室 の 有 無 (医療施設の場合)	
工 事 予 定 年 月 日		着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
連 絡 先	住 所				法 人 名
	氏 名				電 話
※ 受 付 欄		年 月 日 第 号			
※ 審 査 結 果 等					

備考 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 必要な図書を添付してください。

認 定 申 請 書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏名 (所在地、名称及び代表者の氏名)

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第33条の規定により、認定を受けたいので、次の
とおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 建築主 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 電話 ()			
2 設計者、施工者等の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 電話 ()			
3 建築物の位置				
4 建築物の概要	主要用途		階数	
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	構造方法			
5 申請の理由				
6 備考				
※受付欄				

備考 1 正本 1 部及び副本 1 部を提出してください。
2 ※印の欄には、記入しないでください。

認定 通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

神奈川県知事

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第33条の規定に基づき、次のとおり認定しましたので通知します。

1 申 請 年 月 日 年 月 日

2 認定建築物の位置

3 認定建築物の概要 主要用途

階 数

建築面積 m²延べ面積 m^2

構造方法

4 備考

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例第 34 条の規定による市町村条例の認定

神奈川県告示第 533 号

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「県条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、平成 10 年 1 月 1 日から川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 36 号）は、その内容が県条例の趣旨に則したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとした。

平成 21 年 9 月 25 日

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県告示第 534 号

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「県条例」という。）第 34 条第 1 項の規定により、平成 10 年 3 月 20 日から横浜市福祉のまちづくり条例（平成 9 年横浜市条例第 19 号）は、その内容が県条例の趣旨に則したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとした。

平成 21 年 9 月 25 日

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県告示第 554 号

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「県条例」という。）第 34 条第 2 項の規定により、横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（平成 16 年横浜市条例第 51 号）は、その内容が県条例第 4 章の規定と同等以上の効果が期待できるものと認めることとした。

平成 21 年 10 月 1 日

神奈川県知事 松沢 成文

神奈川県告示第 555 号

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下「県条例」という。）第 34 条第 2 項の規定により、川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 36 号）は、その内容が県条例第 4 章の規定と同等以上の効果が期待できるものと認めることとした。

平成 21 年 10 月 1 日

神奈川県知事 松沢 成文

(平成 11 年 12 月 24 日神奈川県条例第 41 号)
最終改正 令和 7 年 3 月 31 日条例第 42 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

(市町村との調整)

第 2 条 県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

2 市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和 3 年 12 月 24 日条例第 87 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長がした自然環境保全条例（昭和 47 年神奈川県条例第 52 号）第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定による処分に係る同条例第 27 条第 1 項の規定による事務については、改正後の別表 21 の 2 の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際改正前の別表 25 の項、30 の 2 の項及び 32 の 4 の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により市長又は町長がした処分その他の行為のうち、現にその効力を有するもので、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為とみなす。

別表（第 3 条関係）（抜粋）

32 の 17 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1) 条例第 16 条の規定により、適合証の交付の請求を受理し、及び適合証を交付すること。 (2) 条例第 17 条第 1 項の規定により、指定施設の新築等の計画について、協議すること。 (3) 条例第 17 条第 2 項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。 (4) 条例第 18 条の規定により、工事の完了の届出を受理すること。 (5) 条例第 19 条第 1 項の規定により、指定施設を検査すること。 (6) 条例第 19 条第 2 項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。 (7) 条例第 20 条の規定により、必要な措置をとるべきことを勧告すること。 (8) 条例第 24 条第 1 項の規定により、(3) 及び (5) から (7) までに掲げる事務に関し、職員に指定施設に立ち入り、調査させ、及び関係者に質問させること。 (9) 条例第 25 条の規定により、国等からの通知を受理すること。 (10) (1) から (9) までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市
--	---

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）

（平成 12 年 3 月 31 日神奈川県規則第 39 号）
最終改正 令和 7 年 3 月 28 日規則第 35 号

（市町村が処理する事務）

第 1 条 事務処理の特例に関する条例（平成 11 年神奈川県条例第 41 号。以下「特例条例」という。）別表の規則で定める事務（特例条例別表 4 の 2 の項の規則で定める事務を除く。）は、別表の左欄に掲げる事務ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則（平成 21 年 4 月 28 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表 27 の項の改正規定は平成 21 年 6 月 1 日から、同表 43 の項の改正規定は同年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 25 日規則第 10 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 28 日規則第 35 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 20 の 15 の項 (3) 及び (6) の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）（抜粋）

20 の 15 特例条例別表 32 の 17 の項 (10) に掲げる事務	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成 8 年神奈川県規則第 1 号。以下この項において「規則」という。）に基づく次の事務 (1) 規則第 3 条第 1 項の規定により、同項において定める様式を神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成 7 年神奈川県条例第 5 号。以下この項において「条例」という。）第 16 条第 1 項に規定する適合証として、条例に基づく事務を処理すること。 (2) 規則第 3 条第 2 項の規定により、同項において定める適合証交付請求書を受理すること。 (3) 規則第 3 条第 3 項の規定により、同項各号に掲げる図書を受理すること。 (4) 規則第 4 条の規定により、同条において定めるものを条例第 17 条第 1 項に規定する指定施設として、条例に基づく事務を処理すること。 (5) 規則第 5 条第 1 項の規定により、同項において定める指定施設新築等（変更）事前協議書を受理すること。 (6) 規則第 5 条第 2 項の規定により、同項において定める図書を受理すること。 (7) 規則第 6 条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第 17 条第 1 項に規定する軽微な変更として、条例に基づく事務を処理すること。 (8) 規則第 7 条第 1 項の規定により、同項において定める指定施設工事完了届を受理すること。 (9) 規則第 7 条第 2 項の規定により、協議内容に基づく工事が行われたことを証する写真を受理すること。 (10) 規則第 11 条第 1 項の規定により同項において定める様式を条例第 24 条第 2 項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。 (11) 規則第 11 条第 2 項の規定により、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 68 号）別記様式の例によることができることとされる様式を条例第 24 条第 2 項に規定する身分を示す証明書として、条例に基づく事務を処理すること。 (12) 規則第 12 条の規定により、同条各号に掲げるものを条例第 25 条に規定する者として、条例に基づく事務を処理すること。 (13) 規則第 13 条第 1 項の規定により、同項において定める指定施設新築等（変更）通知書を受理すること。 (14) 規則第 13 条第 2 項において準用する規則第 5 条第 2 項の規定により、規則第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に掲げる図書を受理すること。 (15) 規則第 14 条の規定により、事業者からの申出を受理し、及び知事に送付すること
---------------------------------------	---

最終改正 令和6年法律第53号

平成18年法律第91号

第一章	総則（第一条—第二条）
第二章	基本方針等（第三条—第七条）
第三章	移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置（第八条—第二十四条）
第三章の二	移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置（第二十四条の二—第二十四条の八）
第四章	重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施（第二十五条—第四十条の二）
第五章	移動等円滑化経路協定（第四十一条—第五十一条）
第五章の二	移動等円滑化施設協定（第五十一条の二）
第六章	雑則（第五十二条—第五十八条）
第七章	罰則（第五十九条—第六十六条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に鑑み、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置、移動等円滑化に関する国民の理解の増進及び協力の確保を図るための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（基本理念）

第一条の二 この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
- 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
- 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。
- 四 高齢者障害者等用施設等 高齢者、障害者等が円滑に利用することができる施設又は設備であって、主としてこれらの者の利用のために設けられたものであることその他の理由により、これらの者の円滑な利用が確保されるために適正な配慮が必要となるものとして主務省令で定めるものをいう。
- 五 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。
 - イ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）
 - ロ 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。第二十六号ハにおいて同じ。）
 - ハ 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業者（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。以下この条において同じ。）、一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ニ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）によるバスターミナル事業を営む者
 - ホ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による一般旅客定期航路事業（日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者が営む同法による対外旅客定期航路事業を除く。次号ニにおいて同じ。）を営む者及び旅客不定期航路事業者
 - ヘ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
 - ト イからヘまでに掲げる者以外の者で次号イ、ニ又はホに掲げる旅客施設を設置し、又は管理するもの
- 六 旅客施設 次に掲げる施設であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
 - イ 鉄道事業法による鉄道施設

- ロ 軌道法による軌道施設
 - ハ 自動車ターミナル法によるバスターミナル
 - ニ 海上運送法による輸送施設（船舶を除き、同法による一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）
 - ホ 航空旅客ターミナル施設
- 七 特定旅客施設 旅客施設のうち、利用者が相当数であること又は相当数であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。
- 八 車両等 公共交通事業者等が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両、自動車（一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車にあっては道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するもの、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供する自動車にあっては高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車内に乗り込むことが可能なものその他主務省令で定めるものに限る。）、船舶及び航空機をいう。
- 九 道路管理者 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。
- 十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。
- 十一 路外駐車場管理者等 駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十二条に規定する路外駐車場管理者又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置する者をいう。
- 十二 旅客特定車両停留施設 道路法第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設であつて、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものをいう。
- 十三 特定路外駐車場 駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（道路法第二条第二項第七号に規定する自動車駐車場、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項に規定する公園施設（以下「公園施設」という。）、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。）であつて、自動車の駐車に供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
- 十四 公園管理者等 都市公園法第五条第一項に規定する公園管理者（以下「公園管理者」という。）又は同項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、若しくは設け若しくは管理しようとする者をいう。
- 十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。
- 十六 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 十七 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 十八 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。
- 十九 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であつて、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
- 二十 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
- 二十一 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- 二十二 所管行政庁 建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。
- 二十三 移動等円滑化促進地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十四 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。
- イ 前号イに掲げる要件
 - ロ 生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
 - ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。
- 二十五 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業をいう。
- 二十六 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

- ハ 特定車両（軌道経営者、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとする
ことその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業
- 二十七 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。
- イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業
- ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業
- 二十八 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他の移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。
- 二十九 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。
- 三十 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- 三十一 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。
- イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業
- ロ 違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業
- 三十二 教育啓発特定事業 市町村又は施設設置管理者（第三十六条の二において「市町村等」という。）が実施する次に掲げる事業をいう。
- イ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ロ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（イに掲げる事業を除く。）

第二章 基本方針等

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
 - 二 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
 - 三 第二十四条の二第一項の移動等円滑化促進方針の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項
 - ロ 移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する基本的な事項
 - ニ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する基本的な事項
 - ホ イからニまでに掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
 - 四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき次に掲げる事項
 - イ 重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項
 - ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項
 - ハ 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する基本的な事項
 - ニ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項
 - ホ ニに規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）その他の市街地開発事業（都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。）に関し移動等円滑化のために考慮すべき基本的な事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する基本的な事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 - 五 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項
 - 六 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項
 - 七 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項
- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、関係行政機関及びこれらの者で構成する会議における定期的な評価その他これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他の移動等円滑化の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（施設設置管理者等の責務）

第六条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（国民の責務）

第七条 国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援、これらの者の高齢者障害者等用施設等の円滑な利用を確保する上で必要となる適正な配慮その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

（公共交通事業者等の基準適合義務等）

第八条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等（以下「新設旅客施設等」という。）を、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等を公共交通移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等（新設旅客施設等を除く。）について、公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

6 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

7 公共交通事業者等は、その事業の用に供する新設旅客施設等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設旅客施設等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

8 公共交通事業者等は、高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、他の公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項の措置を講ずるよう努めなければならない。

9 公共交通事業者等又は道路管理者（旅客特定車両停留施設を管理する道路管理者に限る。第十条第十項において同じ。）が他の公共交通事業者等に対し前項又は同条第九項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の公共交通事業者等は、当該措置により旅客施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。

（旅客施設及び車両等に係る基準適合性審査等）

第九条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分の申請があった場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該新設旅客施設等が公共交通移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、これらの規定による許可、認可その他の処分をしてはならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行おうとするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等（第一項の規定により審査を行うものを除く。）若しくは前項の政令で定める法令の規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等若しくは当該新設旅客施設等を使用した役務の提供の方法について同条第二項の規定に違反している事実があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項）

第九条の二 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、次に掲げる事項並びに移動等円滑化のために公共交通事業者等が講ずる措置によって達成すべき目標及び当該目標を達成するために当該事項と併せて講ずべき措置に関し、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置
 - 二 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置
 - 三 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援
 - 四 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供
 - 五 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練
 - 六 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動
- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、移動等円滑化の進展の状況、旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

（指導及び助言）

第九条の三 主務大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、同項各号に掲げる事項の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（計画の作成）

第九条の四 公共交通事業者等（旅客が相当数であることその他の主務省令で定める要件に該当する者に限る。次条から第九条の七までにおいて同じ。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた同項の目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（定期の報告）

第九条の五 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、前条の計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

（公表）

第九条の六 公共交通事業者等は、毎年度、主務省令で定めるところにより、第九条の四の計画の内容、当該計画に基づく措置の実施の状況その他主務省令で定める移動等円滑化に関する情報を公表しなければならない。

（勧告等）

- 第九条の七 主務大臣は、公共交通事業者等の事業の用に供する旅客施設及び車両等の移動等円滑化の状況が第九条の二第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等の移動等円滑化に関する技術水準その他の事情を勘案し、その判断の根拠を示して、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた公共交通事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（道路管理者の基準適合義務等）

第十条 道路管理者は、特定道路又は旅客特定車両停留施設の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）又は当該旅客特定車両停留施設（第三項において「新設旅客特定車両停留施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
- 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路及び新設旅客特定車両停留施設（以下この条において「新設特定道路等」という。）を道路移動等円滑化基準に適合するように維持するとともに、当該新設旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 4 道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路等を除く。）について、道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該道路のうち旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関し移動等円滑化のために必要なものとして主務省令で定める基準を遵守するよう努めなければならない。
- 5 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における誘導その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。
- 6 道路管理者は、高齢者、障害者等に対し、その管理する新設特定道路についてこれらの者が当該新設特定道路を円滑に利用するために必要となる情報を、その管理する旅客特定車両停留施設についてこれらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を、それぞれ適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 道路管理者は、その職員に対し、その管理する旅客特定車両停留施設における移動等円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。
- 8 道路管理者は、その管理する新設特定道路等の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定道路等における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 9 道路管理者は、その管理する旅客特定車両停留施設に係る高齢者、障害者等である旅客の乗継ぎを円滑に行うため、公共交通事業者等その他の関係者と相互に協力して、前各項（第二項を除く。）の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 10 公共交通事業者等又は道路管理者が他の道路管理者に対し第八条第八項又は前項の措置に関する協議を求めたときは、当該他の道路管理者は、当該措置により旅客特定車両停留施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあるときその他の正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならない。
- 11 新設特定道路等についての道路法第三十三条第一項及び第三十六条第二項の規定の適用については、これらの規定中「政令で定める基準」とあるのは「政令で定める基準及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第二号に規定する移動等円滑化のために必要なものとして国土交通省令で定める基準」と、同法第三十三条第一項中「同条第一項」とあるのは「前条第一項」とする。

（路外駐車場管理者等の基準適合義務等）

- 第十一条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場（以下この条において「新設特定路外駐車場」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準（以下「路外駐車場移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
 - 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
 - 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場（新設特定路外駐車場を除く。）を路外駐車場移動等円滑化基準（前項の条例で付加した事項を含む。第五十三条第二項において同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定路外駐車場を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
 - 6 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定路外駐車場における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特定路外駐車場に係る基準適合命令等）

- 第十二条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。）に届け出なければならない。ただし、駐車場法第十二条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
 - 3 知事等は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（公園管理者等の基準適合義務等）

- 第十三条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設（以下この条において「新設特定公園施設」という。）を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例（国の設置に係る都市公園にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。
- 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参照して定めるものとする。
 - 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第五条第一項の規定による許可の申請があった場合には、同法第四条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。
 - 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

- 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設（新設特定公園施設を除く。）を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定公園施設を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新設特定公園施設における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前三項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新築特別特定建築物を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。
- 7 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物の利用者に対し、高齢者、障害者等が当該新築特別特定建築物における高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならない。

（特別特定建築物に係る基準適合命令等）

第十五条 所管行政庁は、前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、所管行政庁は、国、都道府県又は建築主事若しくは建築副主事を置く市町村の特別特定建築物が前条第一項から第三項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 3 所管行政庁は、前条第五項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前二項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定）

第十七条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替（修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定建築物の位置
 - 二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。

- 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 4 前項の認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該申請に併せて、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第六条第一項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事又は建築副主事の通知（以下この条において「適合通知」という。）を受けるよう申し出ることができる。
 - 5 前項の申出を受けた所管行政庁は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築等の計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。
 - 6 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合においては、建築主事又は建築副主事は、申請に係る特定建築物の建築等の計画が第十四条第一項の規定に適合するかどうかを審査することを要しないものとする。
 - 7 所管行政庁が、適合通知を受けて第三項の認定をしたときは、当該認定に係る特定建築物の建築等の計画は、建築基準法第六条第一項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。
 - 8 建築基準法第十二条第八項、第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事又は建築副主事が適合通知をする場合について準用する。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更）

- 第十八条 前条第三項の認定を受けた者（以下「認定建築主等」という。）は、当該認定を受けた計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（認定特定建築物の容積率の特例）

- 第十九条 建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積には、同法第五十二条第三項及び第六項に定めるもののほか、第十七条第三項の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第二十一条において同じ。）に係る特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなる場合における政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（認定特定建築物の表示等）

- 第二十条 認定建築主等は、認定特定建築物の建築等をしたときは、当該認定特定建築物、その敷地又はその利用に関する広告その他の主務省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、主務省令で定めるところにより、当該認定特定建築物が第十七条第三項の認定を受けている旨の表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定建築主等に対する改善命令）

- 第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し）

- 第二十二条 所管行政庁は、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、第十七条第三項の認定を取り消すことができる。

（協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等）

- 第二十二条の二 建築主等は、次の各号のいずれかに該当する建築物特定施設（以下この条において「協定建築物特定施設」という。）と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務省令で定めるところにより主務大臣が認める旅客施設（次の各号の公共交通事業者等の事業の用に供するものに限る。次項において「移動等円滑化困難旅客施設」という。）の敷地に隣接し、又は近接する土地において協定建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等しようとするときは、主務省令で定めるところにより、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 一 建築主等が公共交通事業者等と締結する第四十一条第一項に規定する移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成する建築物特定施設
 - 二 建築主等が公共交通事業者等と締結する第五十一条の二第一項に規定する移動等円滑化施設協定の目的となる建築物特定施設

- 2 前項の申請に係る協定建築物特定施設（協定建築物特定施設と移動等円滑化困難旅客施設との間に同項第一号の経路がある場合にあっては、協定建築物特定施設及び当該経路を構成する一般交通用施設（以下この項において「特定経路施設」という。））は、協定建築物特定施設等維持保全基準（移動等円滑化困難旅客施設の公共交通移動等円滑化基準への継続的な適合の確保のために必要な協定建築物特定施設及び特定経路施設の維持保全に関する主務省令で定める基準をいう。）に適合するものとして、主務省令で定めるところにより主務大臣の認定を受けたものでなければならない。
- 3 第一項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 協定建築物の位置
 - 二 協定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
 - 三 計画に係る協定建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
 - 四 協定建築物の建築等の事業に関する資金計画
 - 五 その他主務省令で定める事項
- 4 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、当該申請に係る協定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。
 - 一 前項第三号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、第十七条第三項第一号に規定する主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。
 - 二 前項第四号に掲げる資金計画が、協定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 5 第十八条、第十九条、第二十一条及び前条の規定は、前項の認定を受けた者（第五十三条第五項において「認定協定建築主等」という。）に係る当該認定を受けた計画について準用する。この場合において、第十八条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第一項から第四項まで」と、第十九条中「特定建築物（以下「認定特定建築物」という。）の建築物特定施設」とあるのは「第二十二條の二第一項に規定する協定建築物（第二十一条において「認定協定建築物」という。）の同項に規定する協定建築物特定施設」と、第二十一条中「認定特定建築物」とあるのは「認定協定建築物」と読み替えるものとする。

（既存の特定建築物に設けるエレベーターについての建築基準法の特例）

- 第二十三条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車椅子を使用している者の利用に供するエレベーターを設置する場合において、当該エレベーターが次に掲げる基準に適合し、所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認めたときは、当該特定建築物に対する建築基準法第二十七条第二項の規定の適用については、当該エレベーターの構造は耐火構造（同法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。）とみなす。
- 一 エレベーター及び当該エレベーターの設置に係る特定建築物の主要構造部の部分の構造が主務省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。
 - 二 エレベーターの制御方法及びその作動状態の監視方法が主務省令で定める安全上の基準に適合していること。
- 2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により所管行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

（高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の容積率の特例）

- 第二十四条 建築物特定施設（建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する昇降機並びに同項第二号に規定する共同住宅及び老人ホーム等の共用の廊下及び階段を除く。）の床面積が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、主務大臣が高齢者、障害者等の円滑な利用を確保する上で有効と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を同条第十四項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

第三章の二 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置

（移動等円滑化促進方針）

- 第二十四条の二 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（以下「移動等円滑化促進方針」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 移動等円滑化促進方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
 - 二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
 - 三 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、移動等円滑化促進方針には、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。
- 4 移動等円滑化促進方針には、市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる。
- 5 移動等円滑化促進方針は、都市計画、都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第一項に規定する地域公共交通計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 7 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に送付しなければならない。
- 8 主務大臣は、前項の規定により移動等円滑化促進方針の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 都道府県は、市町村に対し、その求めに応じ、移動等円滑化促進方針の作成及びその円滑かつ確実な実施に関し、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 10 第六項から前項までの規定は、移動等円滑化促進方針の変更について準用する。

(移動等円滑化促進方針の評価等)

第二十四条の三 市町村は、移動等円滑化促進方針を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

(協議会)

第二十四条の四 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村は、移動等円滑化促進方針の作成に関する協議及び移動等円滑化促進方針の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 移動等円滑化促進方針を作成しようとする市町村
 - 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関し密接な関係を有する者
 - 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(移動等円滑化促進方針の作成等の提案)

第二十四条の五 次に掲げる者は、市町村に対して、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る移動等円滑化促進方針の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の管理者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき移動等円滑化促進方針の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、移動等円滑化促進方針の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(行為の届出等)

第二十四条の六 移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものとして政令で定めるものをしようとする公共交通事業者等又は道路管理者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他主務省令で定める事項を市町村に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。
- 3 市町村は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し旅客施設又は道路の構造の変更その他の必要な措置の実施を要請することができる。
- 4 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
- 5 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第三項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて同項の措置を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該措置を実施すべきことを勧告することができる。

(市町村による情報の収集、整理及び提供)

第二十四条の七 第二十四条の二第四項の規定により移動等円滑化促進方針において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(施設設置管理者による市町村に対する情報の提供)

第二十四条の八 公共交通事業者等及び道路管理者は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が旅客施設及び特定道路を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならない。

2 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、前条の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、主務省令で定めるところにより、高齢者、障害者等が特定路外駐車場、特定公園施設及び特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するように努めなければならない。

第四章 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

(移動等円滑化基本構想)

第二十五条 市町村は、基本方針（移動等円滑化促進方針が作成されているときは、基本方針及び移動等円滑化促進方針。以下同じ。）に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するように努めるものとする。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区の位置及び区域

二 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

三 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項（旅客施設の所在地を含まない重点整備地区にあっては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項を含む。）

四 前号に掲げる事業と併せて実施する土地地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

3 前項各号に掲げるもののほか、基本構想には、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針について定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、特定旅客施設の所在地を含む重点整備地区について基本構想を作成する場合には、当該基本構想に当該特定旅客施設を第二項第二号及び第三号の生活関連施設として定めなければならない。

5 基本構想には、道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに道路法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十三号。以下「昭和三十九年道路法改正法」という。）附則第三項の規定にかかわらず、国道又は都道府県道（道路法第三条第三号の都道府県道をいう。第三十二条第一項において同じ。）（道路法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定により都道府県が新設又は改築を行うこととされているもの（道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）に限る。以下同じ。）に係る道路特定事業を実施する者として、市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。）を定めることができる。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとする場合において、第二十六条第一項の協議会が組織されていないときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならない。

8 市町村は、第二十六条第一項の協議会が組織されていない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 第二十四条の二第四項、第五項及び第七項から第九項までの規定は、基本構想の作成について準用する。この場合において、同条第四項中「移動等円滑化促進地区」とあるのは、「重点整備地区」と読み替えるものとする。

11 第二十四条の二第七項から第九項まで及びこの条第六項から第九項までの規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本構想の評価等)

第二十五条の二 市町村は、基本構想を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、当該基本構想において定められた重点整備地区における特定事業その他の事業の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、基本構想を変更するものとする。

(協議会)

第二十六条 基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施（実施の状況についての調査、分析及び評価を含む。）に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

- 二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- 三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（基本構想の作成等の提案）

第二十七条 次に掲げる者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者
- 二 高齢者、障害者等その他の生活関連施設又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

（公共交通特定事業の実施）

第二十八条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独又は共同して、当該基本構想に即して公共交通特定事業を実施するための計画（以下「公共交通特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。

- 2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
 - 二 公共交通特定事業の内容
 - 三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

（公共交通特定事業計画の認定）

第二十九条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動等円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び公共交通移動等円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同号及び同項第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
- 5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第三項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（公共交通特定事業計画に係る地方債の特例）

第三十条 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

（道路特定事業の実施）

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

（市町村による国道等に係る道路特定事業の実施）

- 第三十二条 第二十五条第五項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村（道路法第十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。）が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村（他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合にあっては、市町村及び他の市町村又は道路管理者）」と読み替えるものとする。
 - 3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 - 4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 - 5 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施する場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってその権限を行うものとする。
 - 6 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、その実施に要する費用の負担並びにその費用に関する国の補助及び交付金の交付については、都道府県が自ら当該道路特定事業を実施するものとみなす。
 - 7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。
 - 8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者等とみなす。

（路外駐車場特定事業の実施）

- 第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画（以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。
- 2 路外駐車場特定事業計画においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場
 - 二 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 路外駐車場管理者等は、路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

（都市公園特定事業の実施）

- 第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画（以下この条において「都市公園特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施するものとする。ただし、都市公園法第五条第一項の規定による許可を受けて公園施設（特定公園施設に限る。）を設け若しくは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都市公園特定事業計画を作成する場合にあっては、公園管理者と共同して作成するものとする。
- 2 都市公園特定事業計画においては、実施しようとする都市公園特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都市公園特定事業を実施する都市公園

- 二 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公園管理者は、都市公園特定事業計画において、都市公園法第五条の十第一項に規定する他の工作物について実施する都市公園特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該他の工作物の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該都市公園特定事業の費用の負担を当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

（建築物特定事業の実施）

- 第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画（以下この条において「建築物特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。
- 2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物特定事業を実施する特定建築物
 - 二 建築物特定事業の内容
 - 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聴かなければならない。
 - 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。

（交通安全特定事業の実施）

- 第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業（第二条第三十一号イに掲げる事業に限る。）は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
 - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

（教育啓発特定事業の実施）

- 第三十六条の二 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する市町村等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して教育啓発特定事業を実施するための計画（以下この条において「教育啓発特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該教育啓発特定事業を実施するものとする。
- 2 教育啓発特定事業計画においては、実施しようとする教育啓発特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育啓発特定事業の内容及び実施予定期間
 - 二 その他教育啓発特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 3 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めようとする場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）の意見を聴かなければならない。
 - 4 市町村等は、教育啓発特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者（第二条第三十二号イに掲げる事業について定めた場合にあっては、関係する市町村、施設設置管理者及び学校）に送付しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、教育啓発特定事業計画の変更について準用する。

（生活関連施設又は一般交通用施設の整備等）

第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（基本構想に基づく事業の実施に係る命令等）

第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は第三十五条第一項の建築物特定事業若しくは第三十六条の二第一項の教育啓発特定事業（いずれも国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）（以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。）が実施されていないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等（公共交通特定事業又は教育啓発特定事業にあつては主務大臣、路外駐車場特定事業にあつては知事等、都市公園特定事業にあつては公園管理者、建築物特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。）に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくて公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、第九条第三項、第十二条第三項及び第十五条第一項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

第三十九条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便のために必要な生活関連施設又は一般交通用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第二十五条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。

- 2 土地区画整理法第百四条第十一項及び第百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは、「第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百二十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

（地方債についての配慮）

第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（市町村による情報の収集、整理及び提供等）

第四十条の二 第二十五条第十項において読み替えて準用する第二十四条の二第四項の規定により基本構想において市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 第二十四条の八の規定は、前項の規定により情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあつた場合について準用する。

第五章 移動等円滑化経路協定

（移動等円滑化経路協定の締結等）

第四十一条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他の当該土地を使用する権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅

及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。第四十五条第二項において「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該土地の区域における移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定（以下「移動等円滑化経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合（当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。）においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域（以下「移動等円滑化経路協定区域」という。）及び経路の位置
 - 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
 - イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準
 - ロ 前号の経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項
 - ハ その他移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項
 - 三 移動等円滑化経路協定の有効期間
 - 四 移動等円滑化経路協定に違反した場合の措置
- 3 移動等円滑化経路協定は、市町村長の認可を受けなければならない。

（認可の申請に係る移動等円滑化経路協定の縦覧等）

第四十二条 市町村長は、前条第三項の認可の申請があったときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該移動等円滑化経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

- 2 前項の規定による公告があったときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該移動等円滑化経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（移動等円滑化経路協定の認可）

第四十三条 市町村長は、第四十一条第三項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
 - 二 土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - 三 第四十一条第二項各号に掲げる事項について主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 市町村長は、第四十一条第三項の認可をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該移動等円滑化経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、移動等円滑化経路協定区域である旨を当該移動等円滑化経路協定区域内に明示しなければならない。

（移動等円滑化経路協定の変更）

第四十四条 移動等円滑化経路協定区域内における土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、移動等円滑化経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

- 2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

（移動等円滑化経路協定区域からの除外）

第四十五条 移動等円滑化経路協定区域内の土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地）で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者の所有するものの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、当該借地権等の目的となっていた土地（同項の規定により仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあっては、当該土地についての仮換地として指定された土地）は、当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。

- 2 移動等円滑化経路協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものの、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市住宅等供給法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項（大都市住宅等供給法第八十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったときは、当該土地は、土地区画整理法第百三条第四項（大都市住宅等供給法第八十三条において準用する場合を含む。）の公告があった日が終了した時において当該移動等円滑化経路協定区域から除外されるものとする。
- 3 前二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外された場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等（当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。）は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による届出があった場合その他市町村長が第一項又は第二項の規定により移動等円滑化経路協定区域内の土地が当該移動等円滑化経路協定区域から除外されたことを知った場合について準用する。

(移動等円滑化経路協定の効力)

第四十六条 第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定は、その公告のあった後において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等となった者(当該移動等円滑化経路協定について第四十一条第一項又は第四十四条第一項の規定による合意をしなかった者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の認可の公告のあった後移動等円滑化経路協定に加わる手続等)

第四十七条 移動等円滑化経路協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばないものは、第四十三条第二項(第四十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があった後いつでも、市町村長に対して書面でその意思を表示することによって、当該移動等円滑化経路協定に加わることができる。

2 第四十三条第二項の規定は、前項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

3 移動等円滑化経路協定は、第一項の規定により当該移動等円滑化経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該移動等円滑化経路協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第四十三条第二項の規定による公告のあった後において土地所有者等となった者(前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(移動等円滑化経路協定の廃止)

第四十八条 移動等円滑化経路協定区域内の土地所有者等(当該移動等円滑化経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、第四十一条第三項又は第四十四条第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第四十九条 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十七条第一項及び前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。

(一の所有者による移動等円滑化経路協定の設定)

第五十条 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、移動等円滑化のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を移動等円滑化経路協定区域とする移動等円滑化経路協定を定めることができる。

2 市町村長は、前項の認可の申請が第四十三条第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該移動等円滑化経路協定が移動等円滑化のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。

3 第四十三条第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた移動等円滑化経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該移動等円滑化経路協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十三条第二項の規定による認可の公告のあった移動等円滑化経路協定と同一の効力を有する移動等円滑化経路協定となる。

(借主の地位)

第五十一条 移動等円滑化経路協定に定める事項が建築物その他の工作物の借主の権限に係る場合においては、その移動等円滑化経路協定については、当該建築物その他の工作物の借主を土地所有者等とみなして、この章の規定を適用する。

第五章の二 移動等円滑化施設協定

第五十一条の二 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所その他の当該土地の区域における移動等円滑化に資する施設(移動等円滑化経路協定の目的となる経路を構成するものを除き、高齢者、障害者等の利用に供しない施設であつて移動等円滑化のための事業の実施に伴い移転が必要となるものを含む。次項において同じ。)の整備又は管理に関する協定(以下この条において「移動等円滑化施設協定」という。)を締結することができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となっている土地がある場合(当該借地権等が地下又は空間について上下の範囲を定めて設定されたもので、当該土地の所有者が当該土地を使用している場合を除く。)においては、当該借地権等の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

2 移動等円滑化施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 移動等円滑化施設協定の目的となる土地の区域及び施設の位置

二 次に掲げる移動等円滑化に資する施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の施設の移動等円滑化に関する基準

ロ 前号の施設の整備又は管理に関する事項

三 移動等円滑化施設協定の有効期間

四 移動等円滑化施設協定に違反した場合の措置

3 前章(第四十一条第一項及び第二項を除く。)の規定は、移動等円滑化施設協定について準用する。この場合において、第四十三条第一項第三号中「第四十一条第二項各号」とあるのは「第五十一条の二第二項各号」と、同条第二項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「第五十一条の二第二項第一号の区域(以下この章におい

て「移動等円滑化施設協定区域」という。）」と、「移動等円滑化経路協定区域内」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域内」と、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十八条第一項並びに第五十条第一項及び第四項中「移動等円滑化経路協定区域」とあるのは「移動等円滑化施設協定区域」と、第四十六条及び第四十九条中「第四十一条第一項」とあるのは「第五十一条の二第一項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（国の援助）

第五十二条 国は、地方公共団体が移動等円滑化の促進に関する施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言、指導その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（資金の確保等）

第五十二条の二 国は、移動等円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動等円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

（情報提供の確保）

第五十二条の三 国は、移動等円滑化に関する情報提供の確保に努めなければならない。

2 国は、前項の情報提供の確保を行うに当たっては、生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、これらの者による観光施設その他の施設の円滑な利用のために必要と認める用具の備付けその他のこれらの施設における移動等円滑化に関する措置に係る情報が適切に提供されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（移動等円滑化の進展の状況に関する評価）

第五十二条の四 国は、移動等円滑化を促進するため、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の関係者で構成する会議を設け、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、及び評価するよう努めなければならない。

（報告及び立入検査）

第五十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動等円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4 所管行政庁は、認定建築主等に対し、認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

5 所管行政庁は、認定協定建築主等に対し、第二十二條の二第四項の認定を受けた計画（同条第五項において準用する第十八条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に係る協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告をさせることができる。

6 第一項から第三項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第五十四条 第三条第一項、第三項及び第四項における主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

2 第九条、第九条の二第一項、第九条の三から第九条の五まで、第九条の七、第二十二條の二第一項及び第二十四條、第二十四條の六第四項及び第五項、第二十九條第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三項及び第五項、第三十二條第三項、第三十八條第二項、前条第一項並びに次条における主務大臣は国土交通大臣とし、第二十四條の二第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項並びに第二十五条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会、総務大臣及び文部科学大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第三十条における主務省令は、総務省令とし、第三十六条第二項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第五十六条 第三十二条の規定により国道に関して市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（道路法の適用）

第五十七条 第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってその権限を行う市町村は、道路法第八章の規定の適用については、道路管理者とみなす。

（経過措置）

第五十八条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第五十九条 第九条第三項、第十二条第三項又は第十五条第一項の規定による命令に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 三 第五十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の四の規定による提出をしなかった者
- 二 第九条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者
- 二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者
- 三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十三条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 二 第五十三条第四項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第六十五条 第九条の六の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者は、五十万円以下の過料に処する。

第六十六条 第二十四条の八第一項（第四十条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）

(道路管理者、路外駐車場管理者等及び公園管理者等の基準適合義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に工事中の特定道路の新設又は改築、特定路外駐車場の設置及び特定公園施設の新設、増設又は改築については、それぞれ第十条第一項、第十一条第一項及び第十三条第一項の規定は、適用しない。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四条 附則第二条第一号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

- 2 この法律の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築又は修繕若しくは模様替については、第十四条第一項から第三項までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に存する特別特定建築物で、政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、第十四条第一項の規定は適用せず、なお従前の例による。
- 4 第十五条の規定は、この法律の施行後（第二項に規定する特別特定建築物については、同項に規定する工事が完了した後）に建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）をした特別特定建築物について適用し、この法律の施行前に建築をした特別特定建築物については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この条において「旧移動円滑化法」という。）第六条第一項の規定により作成された基本構想、旧移動円滑化法第七条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、旧移動円滑化法第十条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び旧移動円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

- 2 旧移動円滑化法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(身体障害者補助犬法の一部改正)

第十一条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一八年六月二一日法律第九二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成一九年三月三十一日法律第一九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年五月二日法律第三五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年八月三〇日法律第一〇五号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）〔中略〕の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項〔中略〕の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 〔前略〕第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）〔中略〕の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第三十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで〔中略〕の規定 平成二十四年四月一日

三～六 〔略〕

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条 第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項から第三項までにおいて「新高齢者移動等円滑化法」という。）第十条第一項、第十三条第一項又は第三十六条第二項の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、新高齢者移動等円滑化法第十条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第十三条第二項の主務省令で定める基準は同条第一項の条例で定める基準と、新高齢者移動等円滑化法第三十六条第二項の主務省令で定める基準は同項の条例で定める基準とみなす。

2 第百六十二条の規定の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「旧高齢者移動等円滑化法」という。）第十二条第三項若しくは第五十三条第二項の規定により都道府県知事が行った命令その他の行為又は旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項若しくは第二項の規定により都道府県知事に対して行った届出で、新高齢者移動等円滑化法第十二条又は第五十三条第二項の規定により市長が行うこととなる事務に係るものは、それぞれこれらの規定により当該市長が行った命令その他の行為又は当該市長に対して行った届出とみなす。

3 第百六十二条の規定の施行前に旧高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により都道府県知事に対し届出をしなければならないとされている事項のうち新高齢者移動等円滑化法第十二条第一項又は第二項の規定により市長に対して届出をしなければならないこととなるもので、第百六十二条の規定の施行前にその手続がされていないものについては、第百六十二条の規定の施行後は、これを、これらの規定により市長に対して届出をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、これらの規定を適用する。

4 第百六十二条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。以下この項において同じ。）の施行前に第百六十二条の規定による改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた認可又は第百六十二条の規定の施行の際現に同項の規定によりされている認可の申請は、それぞれ第百六十二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十二条第三項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二六年六月四日法律第五四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第十三条の規定（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 〔略〕

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成二九年五月一二日法律第二六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十五条の規定 公布の日

二 〔略〕

（政令への委任）

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成三〇年五月二五日法律第三二号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条及び次条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に工事中の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）による輸送施設（船舶を除き、同法による旅客不定期航路事業の用に供するものに限る。）の新たな建設又は同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項の主務省令で定める大規模な改良については、同項の規定は、適用しない。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第五条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔平成三〇年六月二七日法律第六七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則〔令和二年五月二〇日法律第二八号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条並びに次条第一項及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前的高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第一項の規定により定められている移動等円滑化促進方針には、当該移動等円滑化促進方針が第一条の規定の施行後最初に変更されるまでの間は、同条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十四条の二第二項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を定めないのである。

2 この法律の施行の際現に新設又は改築の工事中の旅客特定車両停留施設については、第二条の規定による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項、第三項及び第十一項の規定は、適用しない。この場合においては、当該旅客特定車両停留施設を新設旅客特定車両停留施設以外の旅客特定車両停留施設とみなして、同条第四項の規定を適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（身体障害者補助犬法の一部改正）

第五条 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附 則〔令和二年五月二七日法律第三一号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和二年六月三日法律第三六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和二年六月一〇日法律第四二号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 〔前略〕附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則〔令和四年六月一七日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 〔前略〕附則第十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 〔略〕

附 則〔令和五年五月一二日法律第二四号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 〔略〕

四 〔前略〕附則第二十三条の規定〔中略〕 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 〔略〕

附 則〔令和五年六月一六日法律第五八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第十六条から第十九条まで〔中略〕の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則〔令和六年六月一九日法律第五三号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 〔略〕

三 〔前略〕附則〔中略〕第十一条〔中略〕の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四・五 〔略〕

令和6年政令第221号

平成18年政令第379号

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三号、第十六号から第十八号まで及び第二十号ただし書〔現行＝二条七・一〇・一五・一八―二〇号・二二号ただし書＝令和二年五月法律二八号により改正〕、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第五十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定旅客施設の要件）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。
- 二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。
 - イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。
 - ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況並びに当該旅客施設の周辺における移動等円滑化の状況からみて、当該旅客施設について移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められるものであること。

（特定道路）

第二条 法第二条第十号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

（特定公園施設）

第三条 法第二条第十五号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令又は条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

- 一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第六号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び広場
- 二 屋根付広場
- 三 休憩所
- 四 野外劇場
- 五 野外音楽堂
- 六 駐車場
- 七 便所
- 八 水飲場
- 九 手洗場
- 十 管理事務所
- 十一 掲示板
- 十二 標識

（特定建築物）

第四条 法第二条第十八号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）第百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。

- 一 学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 事務所
- 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
- 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十三 博物館、美術館又は図書館
- 十四 公衆浴場
- 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- 十八 工場
- 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
- 二十一 公衆便所
- 二十二 公共用歩廊

（特別特定建築物）

第五条 法第二十九条の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（第二十四条及び第二十六条第三項第一号において「公立小学校等」という。）又は特別支援学校
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

（建築物特定施設）

第六条 法第二十条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 出入口
- 二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）
- 三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）
- 四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）
- 五 エレベーターその他の昇降機
- 六 便所
- 七 劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（第十五条において「劇場等」という。）の客席
- 八 ホテル又は旅館の客室
- 九 敷地内の通路
- 十 駐車場
- 十一 その他国土交通省令で定める施設

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第七条 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第二十二号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

- 一 延べ面積(建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第二十七条において同じ。)が一万平方米メートルを超える建築物
- 二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)

第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)、第十条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第二項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項
- 二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五条第一項及び第十条
- 三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第三条及び第十一条第一項

2 法第九条第二項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。

- 一 鉄道事業法第九条第三項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む。)及び第十二条第二項
- 二 軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第二項及び軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令(昭和二十八年政令第二百五十七号)第一条第十項
- 三 自動車ターミナル法第十一条第三項

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第九条 法第十四条第一項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積。次条第二項において同じ。)の合計二千平方メートル(第五条第十八号に掲げる公衆便所(次条第二項において「公衆便所」という。))にあっては、五十平方メートルとする。

(建築物移動等円滑化基準)

第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。

(廊下等)

第十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段)

第十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 踊場を除き、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- 四 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

五 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

六 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

（階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路）

第十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾（こう）配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（便所）

第十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める階を除く。）の階数に相当する数（床面積が一平方メートルを超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

- 2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上（当該階の床面積が一平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房をいう。以下同じ。）を一以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第十九条第一項第一号及び第二項第五号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を一以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所のうち一以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ一以上）設けなければならない。
- 4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち一以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

（劇場等の客席）

第十五条 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用部分（車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。第十九条第一項第一号において同じ。）を設けなければならない。

- 一 当該客席に設ける座席の数が四百以下の場合
- 二 当該客席に設ける座席の数が四百を超える場合 当該座席の数に二百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

（ホテル又は旅館の客室）

第十六条 ホテル又は旅館には、客室の総数が五十以上の場合、車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上設けなければならない。

- 2 車椅子使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。
 - ロ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。
 - （1） 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - （2） 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 二 浴室又はシャワー室（以下この号において「浴室等」という。）は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。
 - イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造であること。

- ロ 出入口は、前号口に掲げるものであること。

(敷地内の通路)

第十七条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
 - イ 手すりを設けること。
 - ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
 - ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - イ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
 - ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

(駐車場)

第十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設（車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が一以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 一 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この号及び次号において同じ。）が二百以下の場合 当該駐車施設の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
 - 二 当該駐車場に設ける駐車施設の数が二百を超える場合 当該駐車施設の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数
- 2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。
 - 二 次条第一項第三号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(移動等円滑化経路)

第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあっては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

- 一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）
 - 二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。）
 - 四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
 - イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

- イ 幅は、階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
- ロ 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
- ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

- イ 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- ロ 籠及び昇降路の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。
- ハ 籠の奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。
- ホ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- ヘ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- ト 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあつては、イからハまで、ホ及びヘに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
 - （１） 籠の幅は、百四十センチメートル以上とすること。
 - （２） 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあつては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（１） 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

（２） 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

（３） 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。

七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第十七条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

- イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。
 - ロ 五十メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
 - （１） 幅は、段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - （２） 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。
 - （３） 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。
- ３ 第一項第一号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第七号の規定によることが困難である場合における前二項の規定の適用については、第一項第一号中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

（標識）

第二十条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。

（案内設備）

第二十一条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

２ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。

３ 案内所を設ける場合には、前二項の規定は適用しない。

(案内設備までの経路)

第二十二條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。
 - イ 車路に近接する部分
 - ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。)

(増築等に関する適用範囲)

第二十三條 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第一号において「増築等」という。)をする場合には、第十一条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分(第二号、第四号又は第六号の経路が二以上ある場合にあっては、いずれか一の経路に係る部分)に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子使用者用便所(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車椅子使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第一号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含む。)を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

(公立小学校等に関する読替え)

第二十四條 公立小学校等についての第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条第一項及び前条の規定(次条において「読替え対象規定」という。)の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、前条中「特別特定建築物」とあるのは「第五条第一号に規定する公立小学校等」とする。

(条例で定める特定建築物に関する読替え)

第二十五條 法第十四条第三項の規定により特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加した場合における読替え対象規定の適用については、読替え対象規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、第二十三条中「特別特定建築物」とあるのは「法第十四条第三項の条例で定める特定建築物」とする。

(条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準)

第二十六條 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあっては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。))を含み、」とあるのは「経路(」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築(用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。)をする場合には、第二十条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分(当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。)に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

- 一 公立小学校等
- 二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

（認定特定建築物等の容積率の特例）

第二十七条 法第十九条（法第二十二条の二第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める床面積は、認定特定建築物又は認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものとする。

（移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為）

第二十八条 法第二十四条の六第一項の政令で定める行為は、次に掲げるもの（法第二十八条第一項の公共交通特定事業又は法第三十一条第一項の道路特定事業の施行として行うものを除く。）とする。

- 一 生活関連施設である旅客施設（以下この条において「生活関連旅客施設」という。）の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と次のイ若しくはロに掲げる施設で当該生活関連旅客施設に隣接するものとの間の経路又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適するものとして国土交通省令で定める経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うもの
 - イ 他の生活関連旅客施設
 - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）
- 二 生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、次のイ又はロに掲げる施設で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕
 - イ 生活関連旅客施設
 - ロ 生活関連経路を構成する一般交通用施設（移動等円滑化の促進の必要性その他の事情を勘案して国土交通省令で定めるものに限る。）

（道路管理者の権限の代行）

第二十九条 法第三十二条第五項の規定により市町村が道路管理者に代わって行う権限（第四項において「市町村が代行する権限」という。）は、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第四条第一項第四号、第二十一号、第二十一号（道路法第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限に係る部分に限る。第三項において同じ。）、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号（道路法第九十五条の二第一項の規定による意見の聴取又は通知に係る部分に限る。）に掲げるもののうち、市町村が道路管理者と協議して定めるものとする。

- 2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。
- 3 市町村は、法第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わって道路法施行令第四条第一項第二十号又は第二十一号に掲げる権限を行った場合には、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知しなければならない。
- 4 市町村が代行する権限は、法第三十二条第四項の規定に基づき公示された工事の開始の日から同項の規定に基づき公示された当該工事の完了の日までの間に限り行うことができるものとする。ただし、道路法施行令第四条第一項第四十一号及び第四十二号に掲げる権限については、当該完了の日後においても行うことができる。

（保留地において生活関連施設等を設置する者）

第三十条 法第三十九条第一項の政令で定める者は、国（国の全額出資に係る法人を含む。）又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とする。

（生活関連施設等の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第三十一条 法第三十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする。

（報告及び立入検査）

第三十二条 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第十四条第一項の政令で定める規模（同条第三項の条例で別に定める規模があるときは、当該別に定める規模。以下この項において同じ。）以上の特別特定建築物（同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）若しくは維持保全をする建築主等に対し、当該特別特定建築物につき、当該特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準（同条第三項の条例で付加した事項を含む。次項において同じ。）への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、同条第一項の政令で定める規模以上の特別特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 所管行政庁は、法第五十三条第三項の規定により、法第三十五条第一項の規定に基づき建築物特定事業を実施すべき建築主等に対し、当該建築物特定事業が実施されるべき特定建築物につき、当該特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令の廃止)

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成六年政令第三百十一号）
- 二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第四百四十三号）

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第十九号、第九条、第十四条、第十五条、第十八条第一項第四号及び第十九条から第二十一条までの規定は適用せず、なお従前の例による。

(類似の用途)

第四条 法附則第四条第三項の政令で指定する類似の用途は、当該特別特定建築物が次の各号のいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途とする。

- 一 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）
- 二 劇場、映画館又は演芸場
- 三 集会場又は公会堂
- 四 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 五 ホテル又は旅館
- 六 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 七 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 八 博物館、美術館又は図書館

(土地区画整理登記令の一部改正)

第五条 土地区画整理登記令（昭和三十年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第七条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方住宅供給公社法施行令の一部改正)

第八条 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方道路公社法施行令の一部改正)

第九条 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本下水道事業団法施行令の一部改正)

第十条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十一条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第十二条 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部改正)

第十三条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令(平成十五年政令第二百九十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第十四条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第十五条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令の一部改正)

第十六条 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令(平成十五年政令第四百七十九号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第十七条 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正)

第十八条 独立行政法人都市再生機構法施行令(平成十六年政令第百六十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十九条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 この政令の施行の日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第三百二十一号及び第三百六十七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国土交通省組織令の一部改正)

第二十一条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成一九年三月二二日政令第五五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成一九年八月三日政令第二三五号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成一九年九月二〇日政令第二九二号〕

この政令は、公布の日から施行する。

附 則〔平成一九年九月二五号政令第三〇四号〕

(施行期日)

1 この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律〔平成一九年三月法律第一九号〕の施行の日(平成十九年九月二十八日)から施行する。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この政令の施行前に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十一条第六項の規定により公表された道路特定事業計画に基づき市町村（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十七条第一項の指定市を除く。）が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第二十七号に規定する道路特定事業（以下この項において単に「道路特定事業」という。）を実施する場合における同法第三十二条第五項の規定による権限の行使については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第二十九条の規定にかかわらず、当該道路特定事業計画に定められた道路特定事業の実施予定期間内に限り、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年五月二八日政令第一八七号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律〔平成二五年六月法律第三〇号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附 則〔平成二七年一月二三日政令第二一号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律〔平成二六年六月法律第五三号〕附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二八年三月三一日政令第一八二号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年九月二八日政令第二八〇号抄〕

(施行期日)

- 第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律〔平成三〇年三月法律第六号〕の施行の日（平成三十年九月三十日）から施行する。

附 則〔平成三〇年一〇月一九日政令第二九八号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第二十四条（見出しを含む。）の改正規定及び附則第三項の規定 平成三十一年四月一日
 - 二 第十五条の改正規定（同条第一項中「一以上」を「客室の総数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上」に改める部分に限る。）及び次項の規定 平成三十一年九月一日

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第十五条第一項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、同号に掲げる規定の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

- 3 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和二年一〇月二日政令第三〇二号〕

(施行期日)

- 第一条 この政令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この政令の施行の際現に工事中の公立小学校等（この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第五条第一号に規定する公立小学校等をいい、この政令の施行の日の前日において高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の条例で定める特定建築物であったものを除く。）の建築又は修繕若しくは模様替及び当該建築又は修繕若しくは模様替をした当該公立小学校等の維持については、同条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

(日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

- 第三条 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和二年十一月二〇日政令第三二九号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、道路法等の一部を改正する法律〔令和二年五月法律第三一号〕の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

附 則〔令和二年十二月九日政令第三四五号〕

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和三年九月二四日政令第二六一号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律〔令和三年三月法律第九号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年九月二十五日）から施行する。

附 則〔令和四年三月二五号政令第八四号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則〔令和五年九月二九日政令第二九三号〕

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律〔令和五年六月法律第五八号〕附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附 則〔令和六年四月一九日政令第一七二号〕

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律〔令和四年六月法律第六九号〕の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔令和六年六月二一日政令第二二一号〕

（施行期日）

1 この政令は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下この項において「新令」という。）第十四条第一項（新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項から第四項まで並びに第十五条の規定並びに新令第十八条第一項、第十九条第一項（第四号に係る部分を除く。）及び第二十三条（第二号、第四号及び第六号に係る部分に限る。）（これらの規定を新令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第十九号に規定する特別特定建築物をいい、同法第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。以下この項において同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この政令の施行の日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

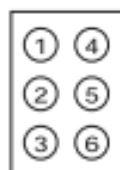
（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

点字の組み立て

- 1 点字はタテ3点ヨコ2点の六つの組み合わせからなる表音文字で、左上から下へ順に、1の点、2の点、3の点、右上から下へ順に4の点、5の点、6の点と言う。
- 2 濁音や拗音は、この6点を2単位（ニマス）を用いてつくる。
濁音はその清音の前に5の点を加えてつくり、拗音は4の点を加える。
- 3 点字は紙の表面から裏へつき出して書き、右から左への横書きである。視覚障害者はその凸面を触読する。
- 4 この表は凸面用であり、視覚障害者同様、点字を凸面から読む際に用いる。
この場合左から右へ読み進む。



マス

五十音

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	ト
ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ
マ	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ		
ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	(4)	(5)	ヲ	
ン	長音符	仮名符							

濁音・半濁音

ガ	ギ	グ	ゲ	ゴ
ザ	ジ	ズ	ゼ	ゾ
ダ	ヂ	ヅ	デ	ド
バ	ビ	ブ	ベ	ボ

アルファベット

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
U	V	W	X	Y	Z	外字符	外国語同符		

英文記号

ハイフン	コロ	セミコロ	コンマ	ピリオド	大文字符
?	!	コーネクション	アポストロフ	タックル	二重文字符

拗音

キャ	キュ	キヨ	ニャ	ニユ	ニヨ	リャ	リュ	リヨ	ヂャ	ヂュ	ヂヨ
シャ	シュ	シヨ	ヒャ	ヒユ	ヒヨ	ギャ	ギユ	ギヨ	ビャ	ビュ	ビヨ
チャ	チュ	チャ	ニャ	ニユ	ニヨ	ジャ	ジュ	ジャ	ビャ	ビュ	ビヨ

数 字

1	2	3	4	5	6
7	8	9	0	数符	小数点

特殊音

ウィ	ウェ	ウォ
ファ	フィ	フェ
ヴァ	ヴィ	ヴェ
シュ	ジェ	ヂェ
ディ	タイ	トゥ
デュ	デウ	グァ
グ	イェ	

記号・符号

句点 (.)	疑問符 (?)	感嘆符 (!)	読点 (、)	中点 (・)
第1カギ	第2カギ	ふたえカギ		
第1カッコ	第2カッコ	二重カッコ		
点読者挿入符	段落挿入符	文中注記符		
横線	点線	右向き矢印	左向き矢印	両向き矢印
連続線	第1指示符	第2指示符		
第3指示符	度 印	空欄記号	(小文字符)	小見出し符
〇	△	□	×	その他
伏 せ 字 記 号	つなぎ符	行末のつなぎ	移行符	二重移行符

五十音

(注：図は相手から見た形をあらわしています。「も」は相手の方向に甲を向けます。)

あ	い	う	え	お を 「あ」は半握はひ
か	き	く	け	こ
さ	し	す	せ	そ
た	ち	つ	て	と
な	に	ぬ	ね	の

は	ひ	ふ	へ	ほ
ま	み	む	め	も
や	ゆ	よ	湯 音 例 り	半握音 例 ば
ら	り	る	れ	ろ
わ	ん	濁 音 例 け	促 音 例 け	長 音 例 け

数

1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
20	30	40	50	60
70	80	90		
百	千	万	億	

1. 案内用図記号

案内用図記号（ピクトグラム）とは、不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形です。

視力の低下した高齢者や障害のある方、外国人観光客等も理解が容易な情報提供手法として、日本を含め世界中の公共交通機関、観光施設等で広く掲示されており、JIS Z8210 に規格化されています。

使用方法については、国土交通省HP等を参照してください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000145.html

また、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団においては、案内用図記号 Z8210 に登録されていない項目を含む標準案内用図記号を策定し公表しています。

https://www.ecomo.or.jp/barrierfree/pictogram/picto_top2021.html

原則として、上記に定められている図記号については、これに適合するものを用いることが望ましいですが、図記号がない用途についても、関連団体が独自に案内用図記号を定め、公表・啓発を行っている場合があります。

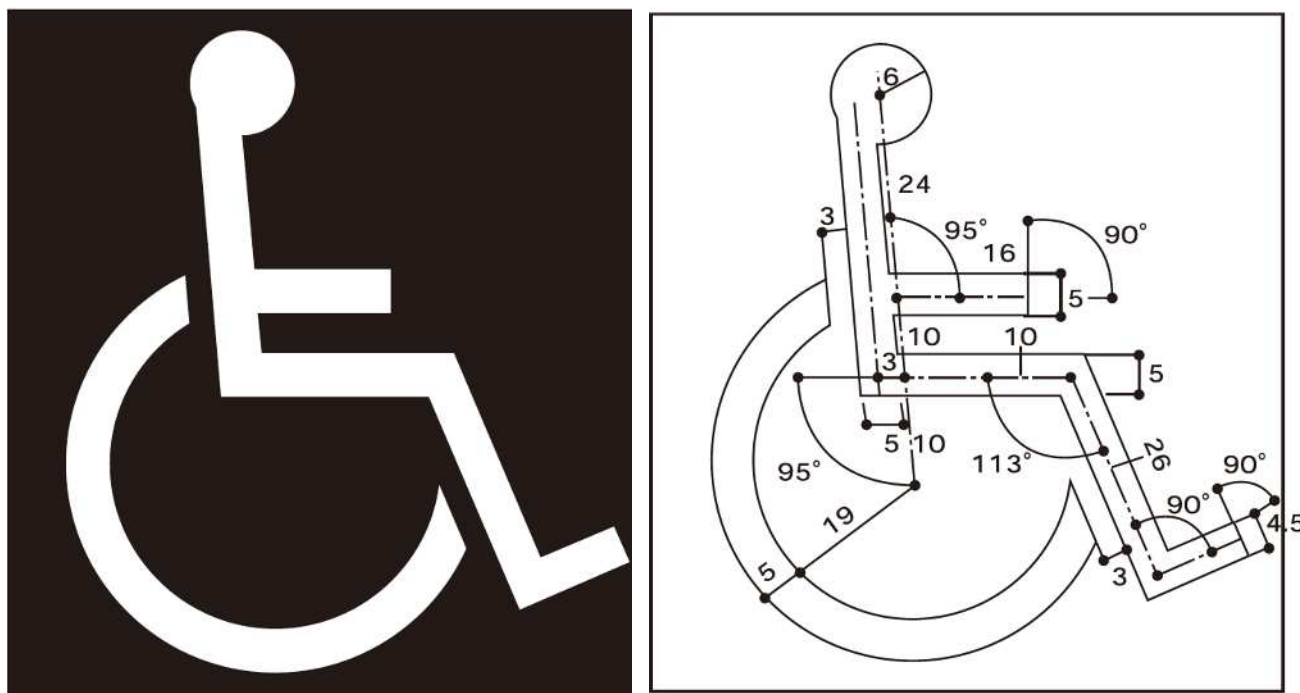
関連団体等にも定めがない用途については、必要に応じて図記号を独自にデザインすることも検討されますが、この場合は、障害者等を含む利用者への意見聴取を行った上で採用の検討をしてください。

2. 国際シンボルマーク

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害をもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会（RI）により採択されました。

日本におけるこのマークの使用管理は、「公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会」に委ねられており、商標登録（第1562455）もされています。

国際シンボルマークの改ざん、趣旨とは異なる使用等は、障害当事者の方々にとって混乱をきたす恐れがあるため、正しい使用を行う必要があります。



<国際シンボルマーク使用指針；国際シンボルマークの使用に関する新決議>

1. 国際シンボルマークは、常に総会で定められたデザインと比率を守って使用しなければならない。またシンボルマークを複製する場合は、この決議に従わなければならない。シンボルマークの色は、他の色を使わなければならない特別な理由がない限り、国際道路標識法（International Road Sign Conventions）に従って、濃い青の地に白を使用することとする。図柄は、顔を右に向けた形にしなければならない。ただし、方向を示す目的がある場合は、図柄全体を左向きにしてもよい。
2. 国際シンボルマークのデザインを変えたり、書き加えたりしてはならない。ただし、シンボルマークそのものの形を否めない限りは、方向や対象を明らかに示すために、ほかの図柄や文字を併用してもよい。
3. 国際シンボルマークは、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物・施設を明確に表示するため、またはそこへの道順を示すためにのみ使用できる。
4. 障害者が利用できる建物・施設の基準は、各国で責任を持つ機関が決定する。基準を決定する際は、国連障害者生活環境専門家会議（United Nations Expert Group Meeting on Barrier-free Design）が1974年に定めた最低基準に従わなければならない。

5. 国際シンボルマークを複製することは禁止する。ただし、これを普及させ、その目的を広く知ってもらうため出版物その他のメディアに転載することは許可する。出版物などに転載する場合は、その出版物などの内容が障害者に直接関わりある場合を除いては、このマークが「国際シンボルマーク」であることを明記しなければならない。
6. 国際シンボルマークを商業目的で使用することは禁止する。例えば、広告、商標、レターヘッド、障害者のための商品、障害者自身が作った商品などにこのマークを使用してはならない。ただし商業目的の建物・施設が障害者に利用できることを表示する場合は、このマークを使用してもよい。
7. 国際リハビリテーション協会の加盟団体は、この決議に定められた方針に従って、各国で国際シンボルマークを法的に保護し、その使用を管理することができる。各国の加盟団体は、シンボルマークの管理を他の適切な機関に委任してもよい。加盟団体がない国では、国際リハビリテーション協会が文書によって認可した機関が、シンボルマークを管理することができる。

3. 床の滑り

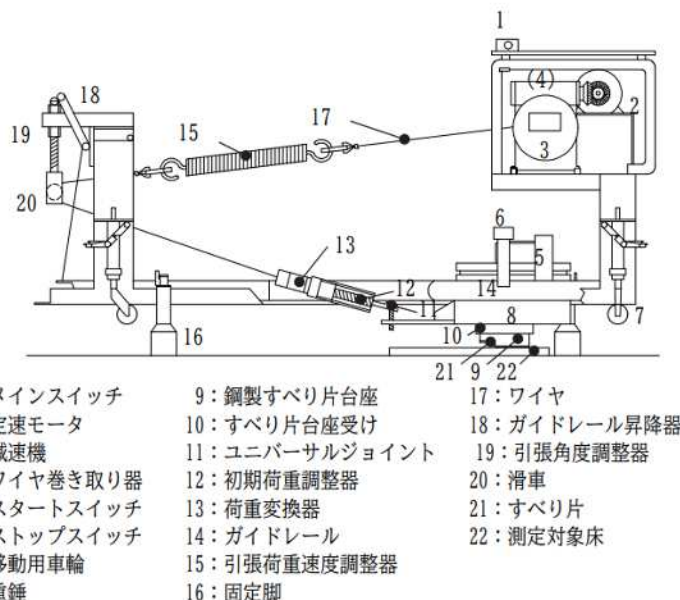
※本項は国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（令和3〔2021〕年3月）」P2-301・302 を抜粋したもの。

- ・床の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。

(1) 履物着用の場合の滑り

① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1454（高分子系張り床材試験方法）に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数（C.S.R）を用いる。



JIS A 1454に準拠している滑り試験機の例

② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表－1の滑り抵抗係数の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：滑り抵抗係数の推奨値（案）

- ・（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月）では、履物着用・素足・斜路及び、階段（踏面と段鼻をあわせた評価）・杖の滑り等について推奨値（案）を示している。

■ 表－1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会*の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
履物を履いて動作する床、路面	敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床	C.S.R=0.4以上
	傾斜路（傾斜角： θ ）	$C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上
	客室の床	C.S.R=0.3以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

(2) 素足の場合の滑り（※ここでは大量の水や石鹼水などがかかる床を想定）

① 評価指標

- ・床の滑りの指標として、JIS A 1509-12（陶磁器質タイル試験方法－第12部：耐滑り性試験方法）に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値（C.S.R・B）を用いる。

② 評価方法

- ・床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表－2の滑り抵抗値の推奨値（案）を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望ましい。

留意点：床の材料・仕上げ選択時の留意点

- ・材料・仕上げのC.S.R値等を確認するときには、床の使用条件（下足（靴、運動靴、サンダル等）・上足（靴下・スリッパ等）・素足）や、雨掛かり、ほこり・水分・油の有無等を考慮し、試験時の滑り片、試験片の表面状態を確認することが望ましい。
- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望ましい。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望ましい。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ（水勾配の確保や床下地の不陸調整）にも留意することが望ましい。
- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、床材料や防滑保護材を選択することが望ましい。

留意点：大量の水や石鹼水などがかかる床以外における素足の場合の滑り

- ・一般に、素足で歩く可能性はあるが大量の水や石鹼水などがかからない床では、素足より靴下の方が滑りやすい場合が多いことから、すべり片を靴下としたC.S.R値で安全側に評価できる可能性が高い。

■ 表－２ 素足の場合の滑り 日本建築学会※の推奨値（案）

床の種類	単位空間等	推奨値（案）
素足で動作し 大量の水や 石鹼水などが かかる床	浴室（大浴場）、プールサイドシャワー室・更衣室の床	C.S.R・B=0.7以上
	客室の浴室・シャワー室の床	C.S.R・B=0.6以上

（※（社）日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG
『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値（案）』（2008年6月））

（３）滑りの差

- ・突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望ましい。

留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロックは、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入り口等に使用する際には十分配慮することが望ましい。
- ・グレーチングやマンホール蓋も、雨滴によりスリップしやすいので、敷地内の通路や建築物の出入口等に使用する際には、滑りに配慮されたものを使用する等、十分配慮することが望ましい。

留意点：建築物の利用時における適切な床の滑りの維持・確保

- ・床の滑りは、歩行や清掃等に伴う摩耗により、竣工時の状況から変化することに留意して、メンテナンスを行うことが望ましい。
- ・建築物の床を改修する場合においても、滑り抵抗係数が各推奨値（案）を満足する材料、仕上げを採用することが望ましい。